

第2期 本巢市子ども・子育て支援 事業計画



令和2年3月
本 巢 市

はじめに

本市では、平成27年3月に「子どもの未来 みんなで育むもとすプラン」を基本理念とした「本巢市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育ての基本施策を計画的に進めてまいりました。

この計画期間の5年間には、市内の全ての公立保育所と幼稚園を幼保一体型の幼児園化を行い、幼児教育の充実や待機児童対策を行いました。また、放課後児童クラブ（留守家庭教室）の受入を小学3年生までから6年生までに拡充し保護者のニーズに応えました。この他にも、子育て支援ネットワークづくり、児童生徒の健全育成などの子育て支援施策を総合的に進めてまいりました。

また、国の施策としまして、令和元年5月に改正子ども・子育て支援法が可決・成立し、10月からの消費税率見直しに合わせ、「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。この事業は、子育て世帯の負担を軽減し少子化対策につなげることを目的とし、小学校、中学校9年間の普通教育無償化以来、70年ぶりの大改革と言われています。

このように、大きく変化していく少子化対策や子育て支援対策を着実に進めていくために、本市では、子育て世代を対象としたアンケート調査の実施や現計画の評価・検証を行い、総合計画や各種関連計画の理念を継承し更に発展させ、これからの本市の子育て支援施策を総合的に推進し切れ目ない支援による子育て環境の充実を目指した「第2期本巢市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後、本計画に基づき、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら「住みよいまち日本一」を目指し、子ども・子育て支援を進めてまいります。

結びとなりますが、「本巢市子育て支援に関するアンケート調査」にご協力をいただきました保護者の皆様をはじめ、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました「本巢市子ども・子育て会議」の委員の皆様方、市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

本巢市長

藤原 勉



目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	2
2	計画策定の趣旨	4
3	計画の位置付け	5
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	6
第 2 章	子ども・子育てを取り巻く現状	7
1	本巢市の状況	8
2	アンケート調査結果からみえる現状	20
3	第 2 期計画策定に向けた課題	29
第 3 章	計画の基本理念、基本目標	35
1	基本理念	36
2	基本的な視点	37
3	基本目標	38
4	施策の体系	40
第 4 章	施策の展開	41
基本目標 1	地域における子育て支援	42
基本目標 2	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境	50
基本目標 3	子育てを支援する生活環境	53
基本目標 4	職業生活と家庭生活との両立	55
基本目標 5	子どもの安全の確保と命を守る	57
基本目標 6	要保護児童への対応などきめ細やかな取り組み	59

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 67

- 1 教育・保育提供区域の設定 68
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方 68
- 3 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策 73
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 76
- 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 90
- 6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項 90

第6章 計画の推進に向けて 91

- 1 計画の進捗管理 92
- 2 計画の推進 92

参考資料 93

- 1 本巣市子ども・子育て会議条例 94
- 2 本巣市子ども・子育て会議委員名簿 96
- 3 子ども・子育て会議の開催経過 97
- 4 用語解説 98



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでおり、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

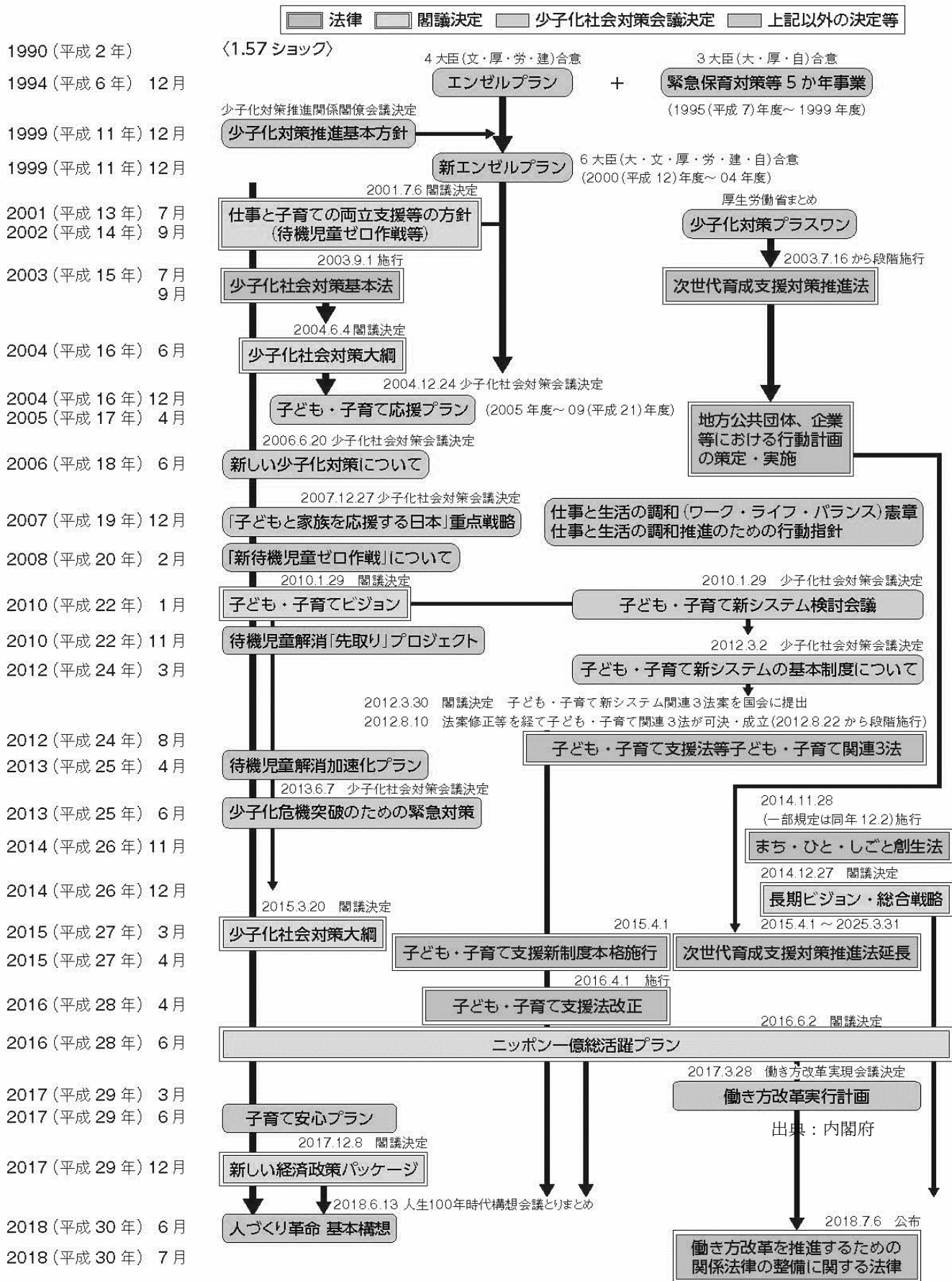
こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成 27 年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成 31 年4月時点の全国の待機児童数は1万 6,772 人で政府が目標としている令和2年度までに待機児童ゼロの達成は厳しく、保育を必要とする全ての子どもが利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成 29 年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から令和4年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。



2 計画策定の趣旨

本市においては、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成 27 年 3 月に『本巢市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

このような中、平成 28 年度に策定した本巢市第 2 次総合計画では、将来都市像「自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢」の実現に向けた、4 つのまちづくりの視点「一人ひとりが自立するまち」「支え合い、つながり広がるまち」「自然と人の調和がとれたまち」「未来へつなげる住みよいまち」を掲げ、まちづくりの基本方向（施策の柱）「自然環境・防災」、「生活環境・安全」、「健康・福祉・医療」「子育て」、「産業・雇用」、「教育・文化」、「行政運営・市民協働」を打ち立てました。

施策の一つ「子育て ～地域の子どもをみんなで育てるまち～」では、家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む、また妊娠から出産・子育てまで、切れ目なく支えることを重点目標として取り組みを進めています。

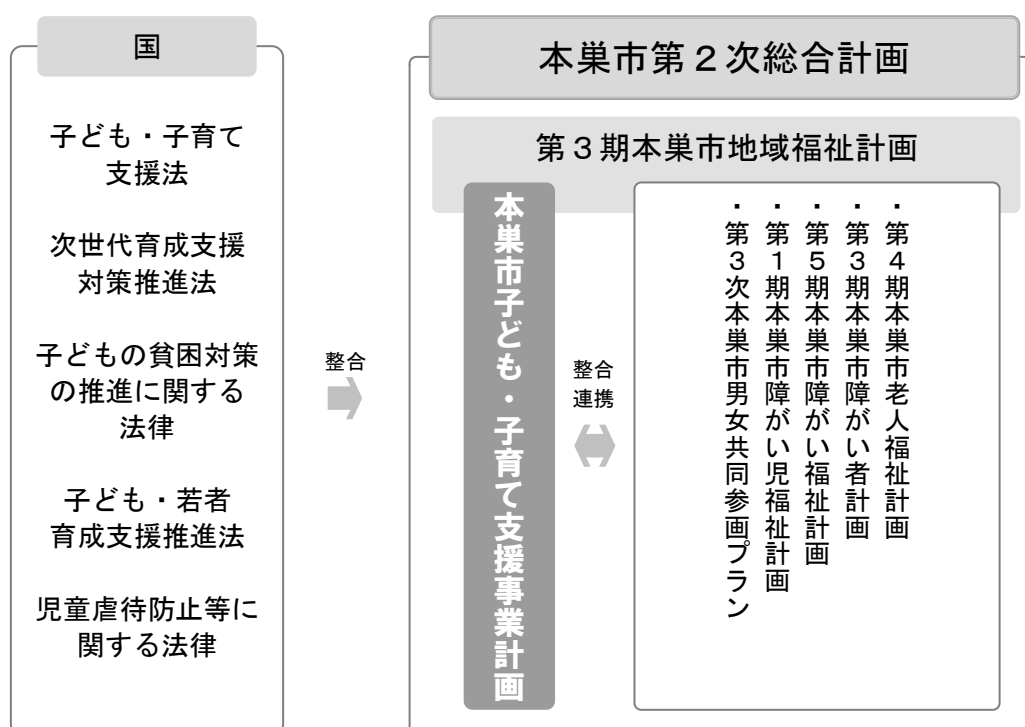
また、本市では、これまでも子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援などに取り組み、次代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、生まれる前から進学や就労まで、切れ目ない施策の一層の充実を図ってきました。

この度、『本巢市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第 2 期本巢市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、本巢市第2次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本巢市では、令和2年度から令和6年度までを第2期計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期本巢市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本市では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期本巢市子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、この事業計画に必要となる子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「本巢市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

① 調査対象

就学前児童（0～5歳）の保護者から901件、小学生児童（6～11歳児）の保護者から1,162件、合計2,063件を住民基本台帳より無作為に抽出して実施しました。

② 調査期間

平成31年2月5日から平成31年2月20日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	901 通	543 通	60.3%
小学生児童の保護者	郵送による配布・回収	1,162 通	676 通	58.2%

(2) 本巢市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和2年1月10日から令和2年2月10日に、市ホームページ及び広報誌によりパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



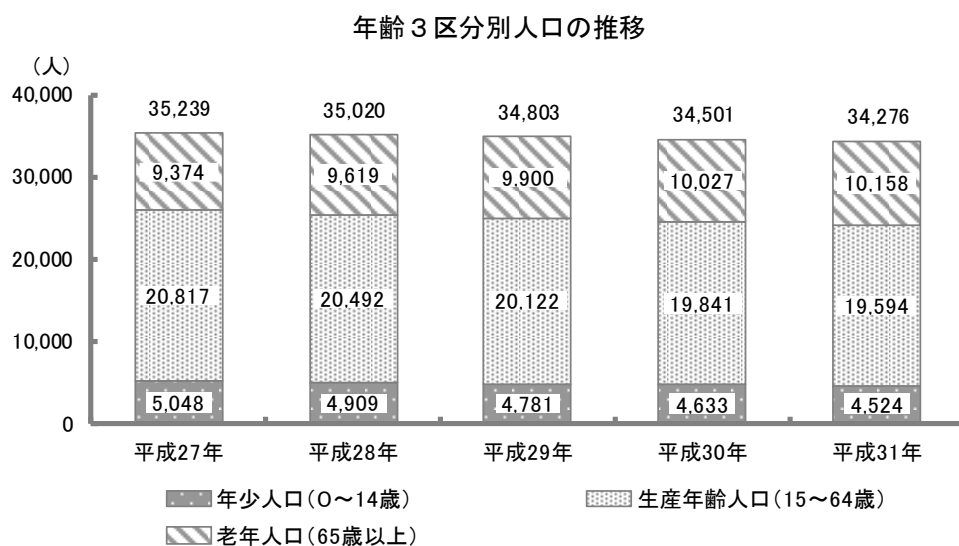
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 本巢市の状況

(1) 人口の状況

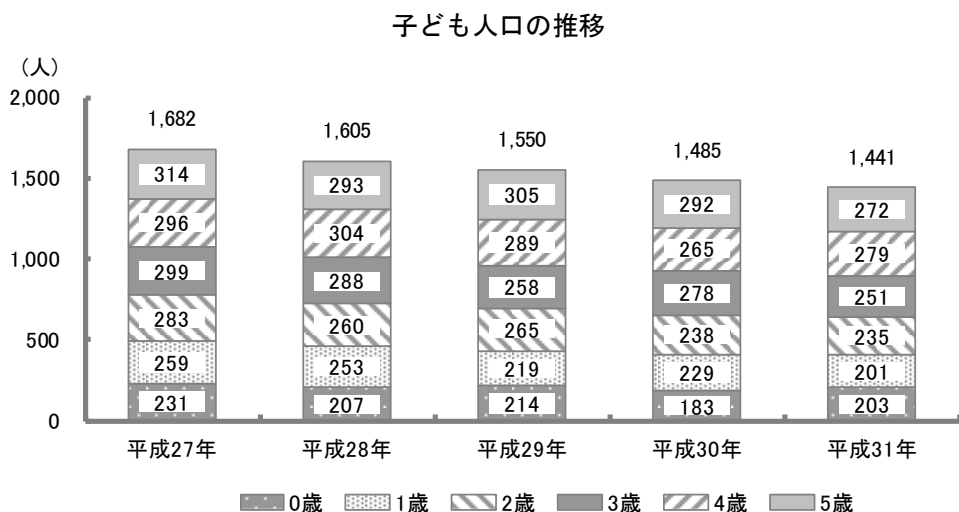
① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年4月現在で34,276人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



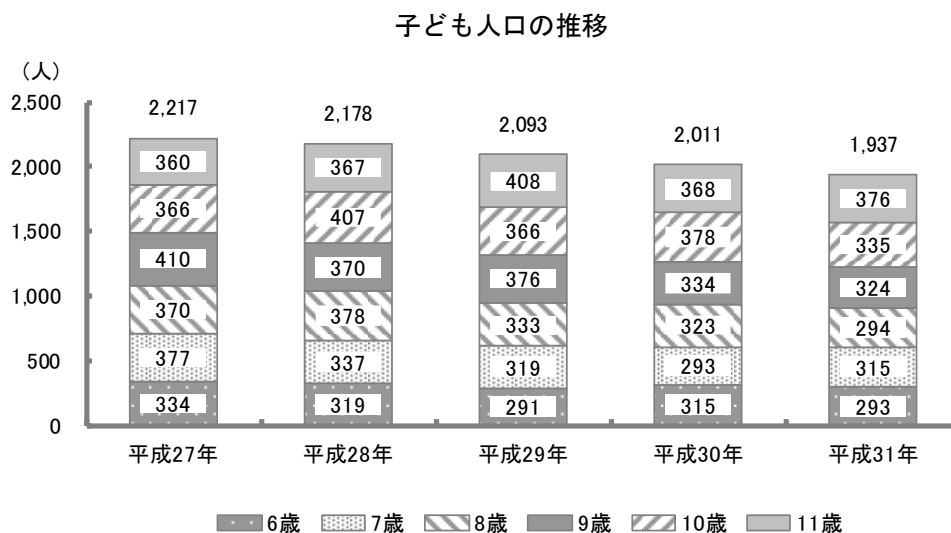
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳までの子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で1,441人となっています。特に他の年齢に比べ、1歳の減少率が高くなっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で1,937人となっています。特に他の年齢に比べ、9歳の減少率が高くなっています。

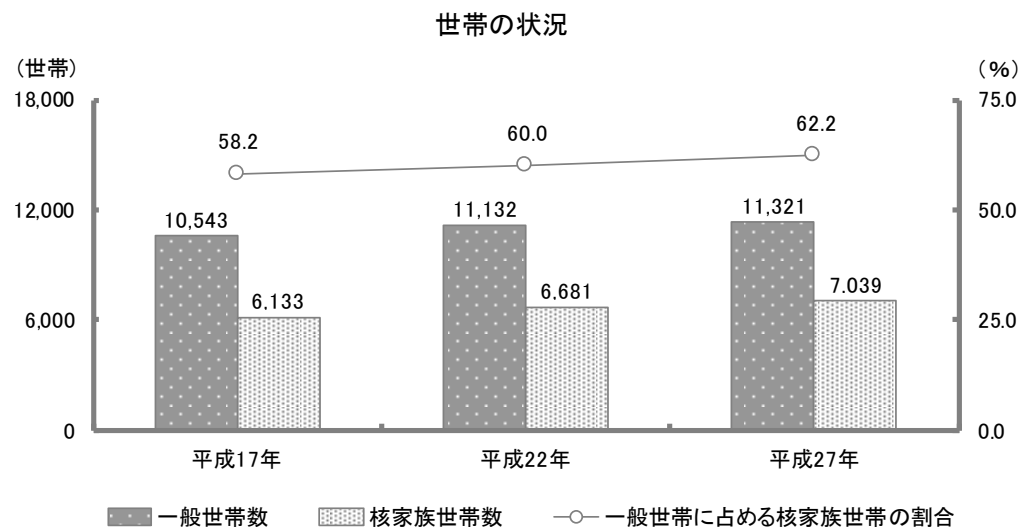


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（2）世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

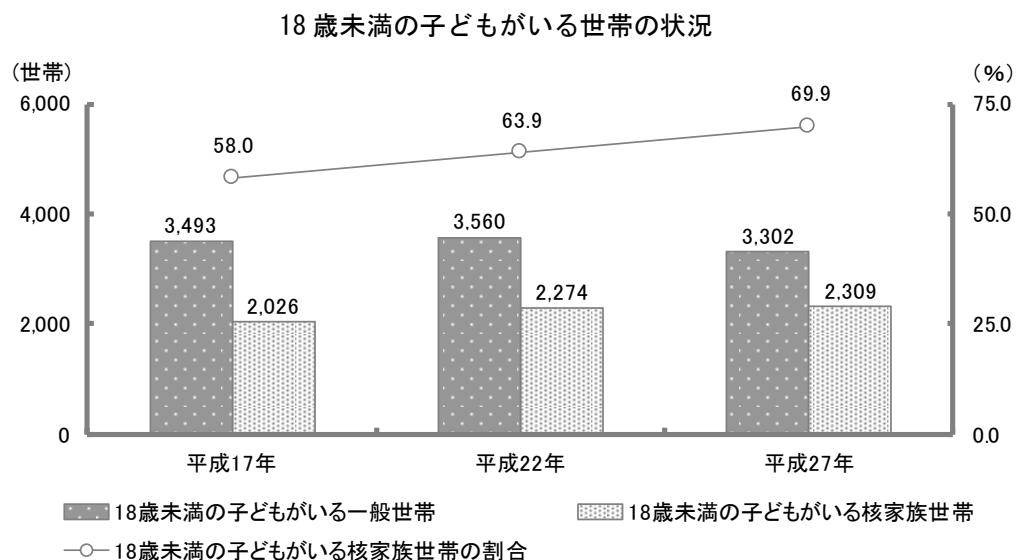
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で7,039世帯となっています。また、一般世帯数、一般世帯に占める核家族世帯の割合も年々増加しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

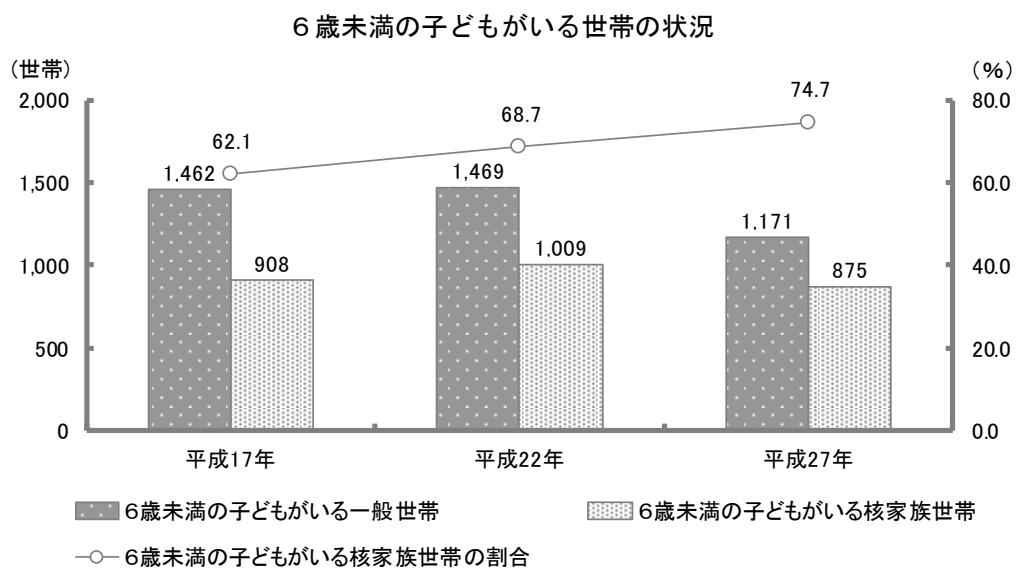
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少傾向であり、平成27年で3,302世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

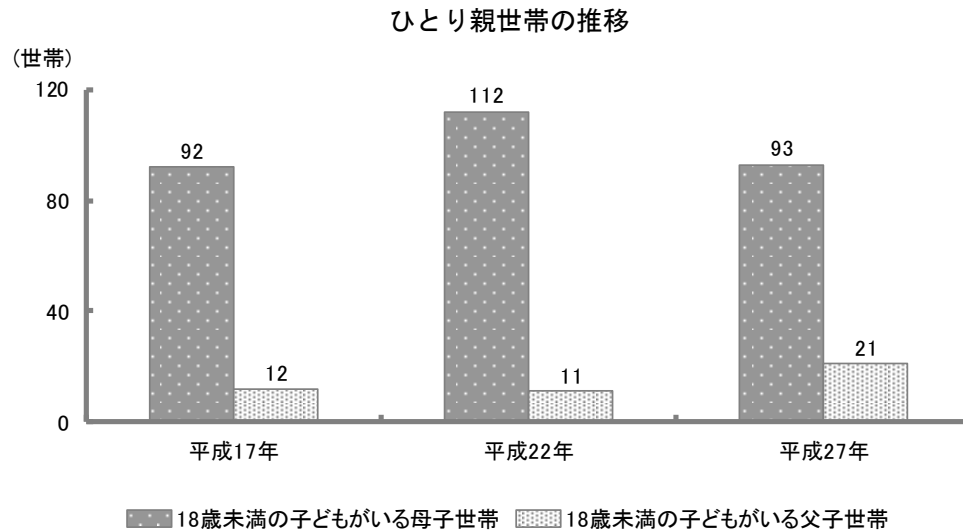
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少傾向であり、平成27年で1,171世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数は横ばいで、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増減を繰り返しており、平成27年で93世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は増加傾向にあります。

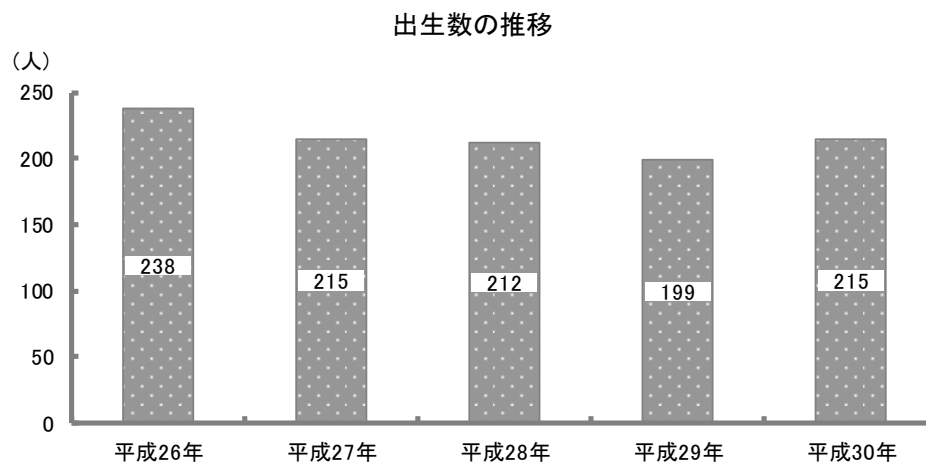


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（３）出生の状況・・・・・・・・

① 出生数の推移

出生数をみると、国では、平成27年から平成30年にかけて約1割減少しているものの、本市では、平成27年より増減をくり返しながら横ばい傾向で推移しており、平成30年で215人となっています。

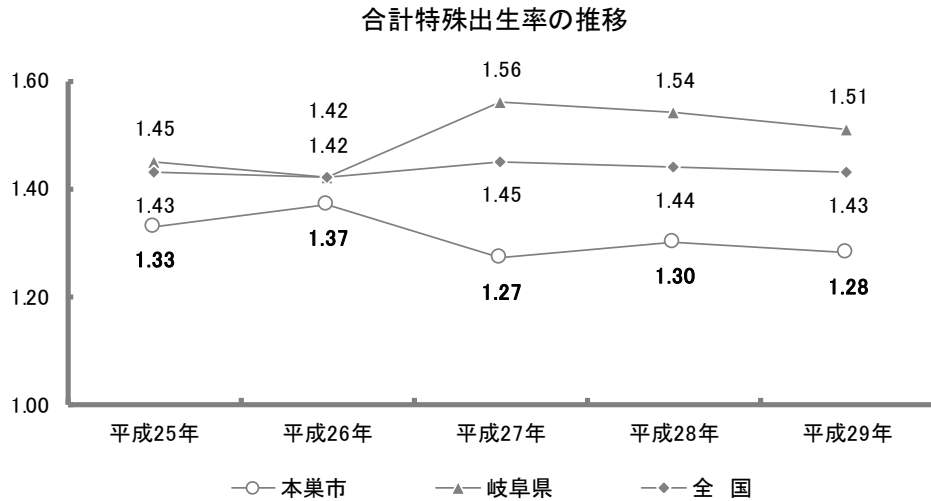


資料：各都道府県人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子ども数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

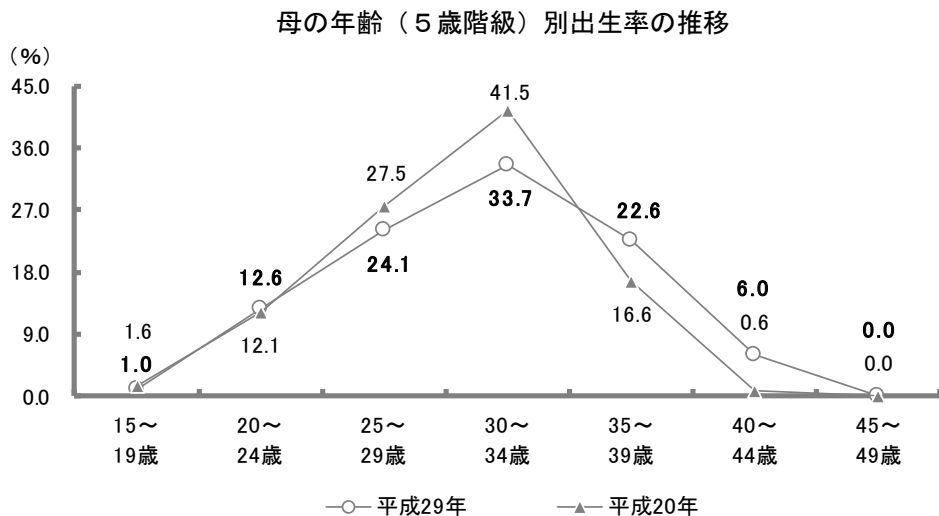
本市では、全国や岐阜県を下回る水準で推移しており、平成29年で1.28となっています。



資料：各都道府県人口動態統計（市、県）厚生労働省人口動態調査（国）

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、25歳から34歳の割合が減少しているのに対し、35歳から44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

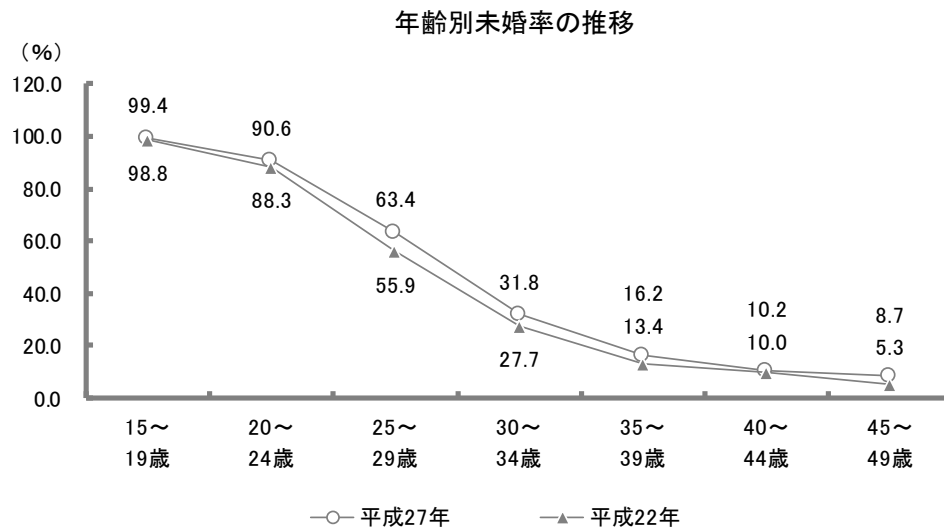


資料：厚生労働省 人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で、特に25歳から34歳までの未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

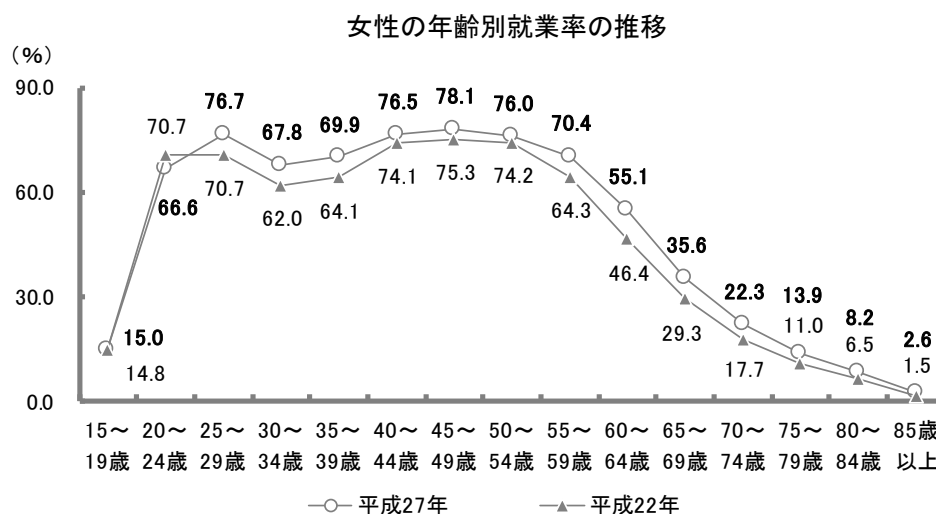


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

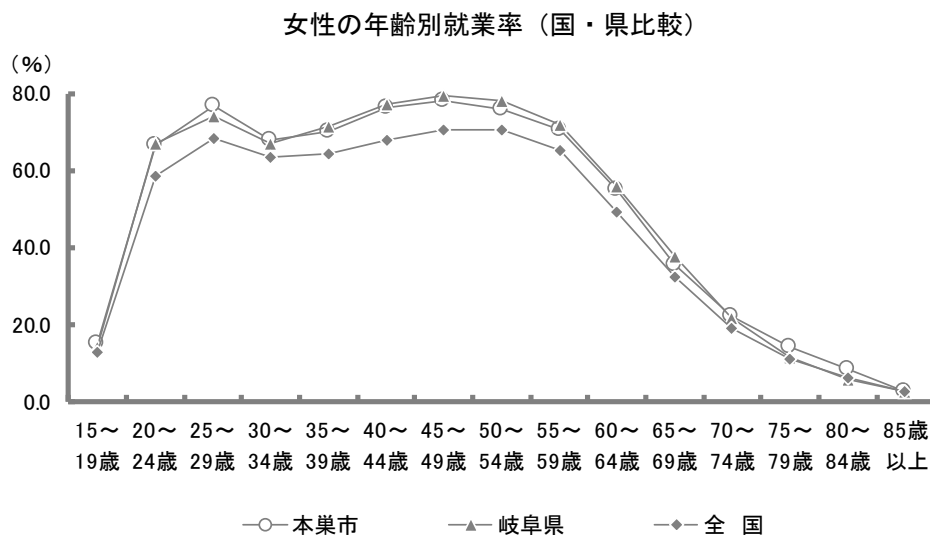
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30歳から39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

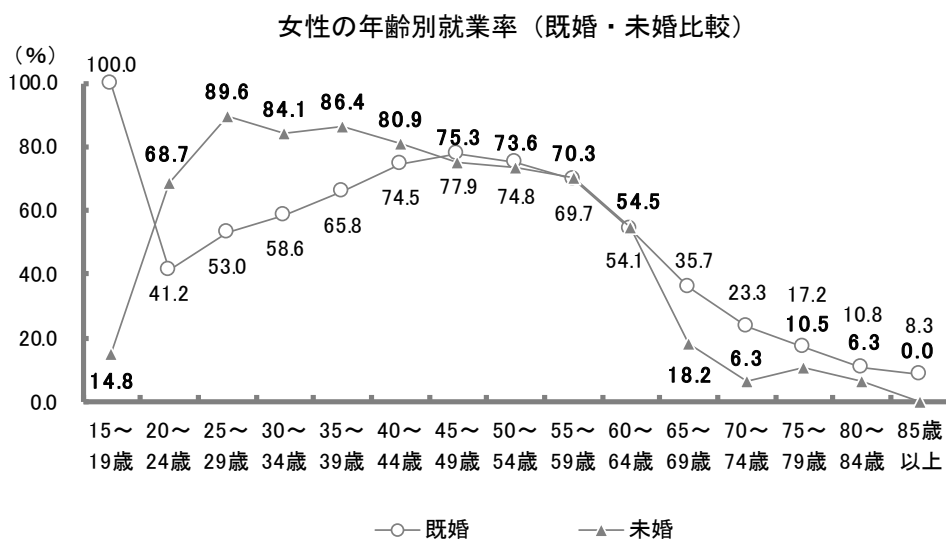
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国より高いものの、岐阜県とは同じ傾向となっています。



資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

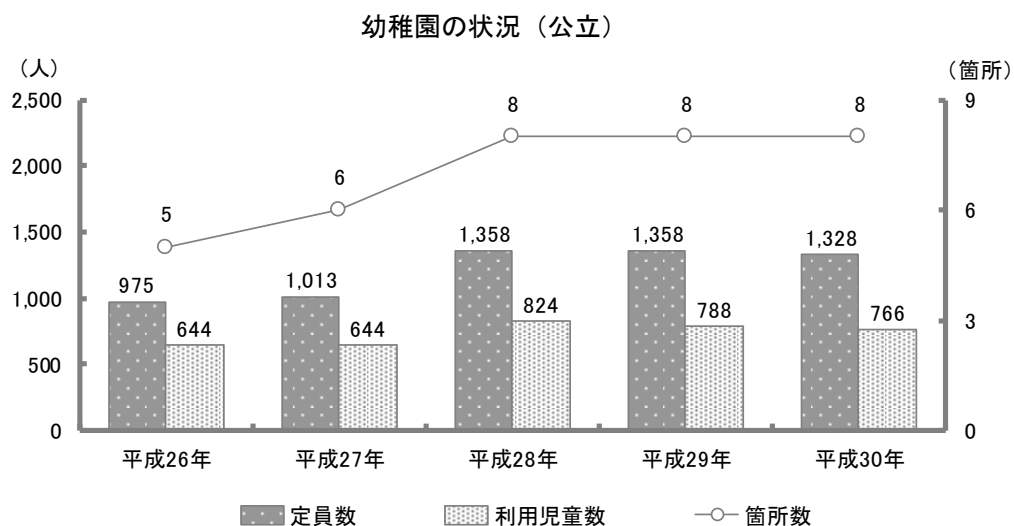


資料：国勢調査（平成27年）

(6) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況（公立）

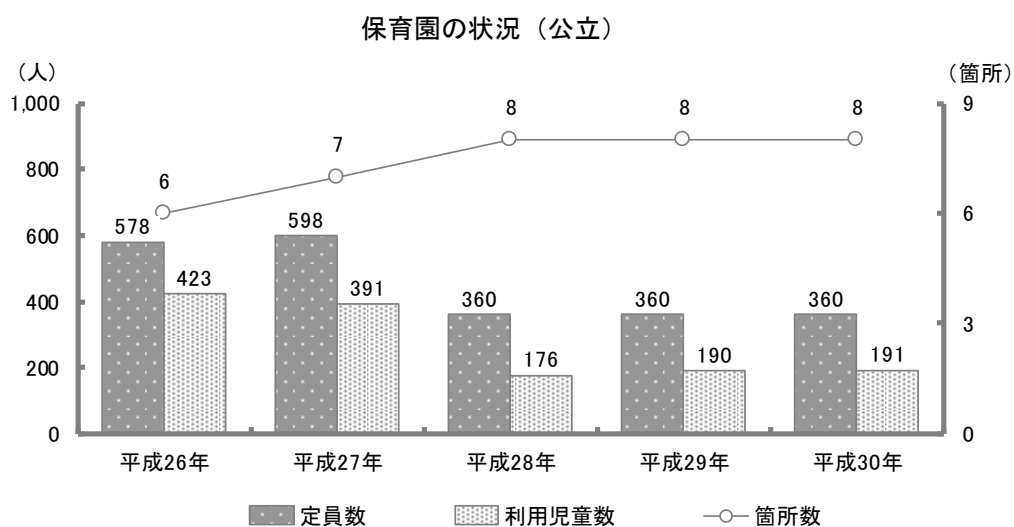
本市の幼稚園の状況をみると、平成28年以降、定員数・箇所数ともに横ばいで、利用児童数は減少しています。平成30年では定員数1,328人に対し、利用児童数は766人となっています。



資料：市の統計(各年4月1日現在)

② 保育園の状況（公立）

本市の保育園の状況をみると、平成28年以降、定員数・箇所数ともに横ばいで、利用児童数は増加しています。平成30年では定員数360人に対し、利用児童数191人となっています。

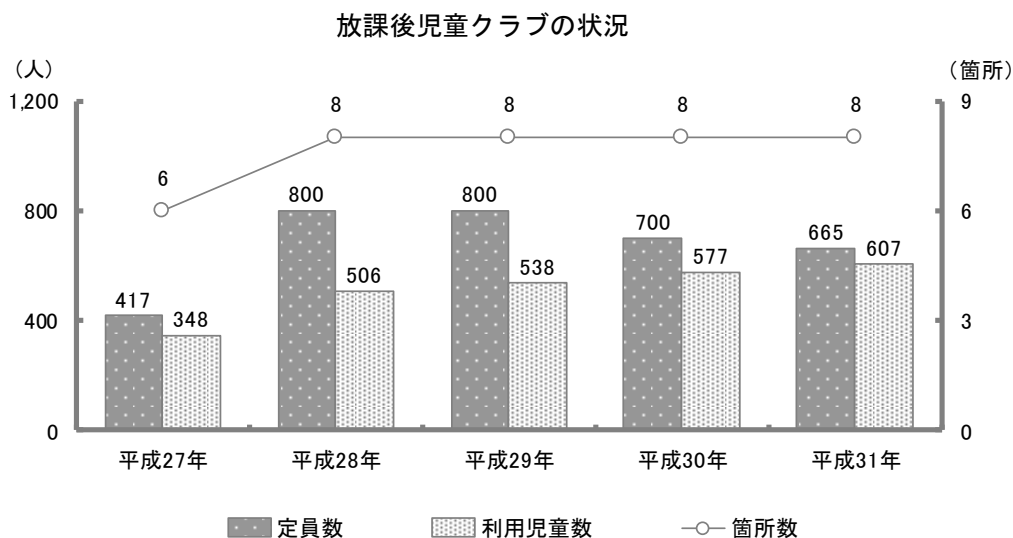


資料：市の統計(各年4月1日現在)

(7) 放課後児童クラブの状況・・・・・・・・

① 放課後児童クラブの状況

平成28年に受入れの学年を3年生から6年生に拡充したことから箇所数と利用児童数が増加しました。本市の放課後児童クラブにおける箇所数は横ばいで、定員数は減少傾向ですが、利用児童数は年々増加しています。利用児童数は、平成31年で607人となっています。

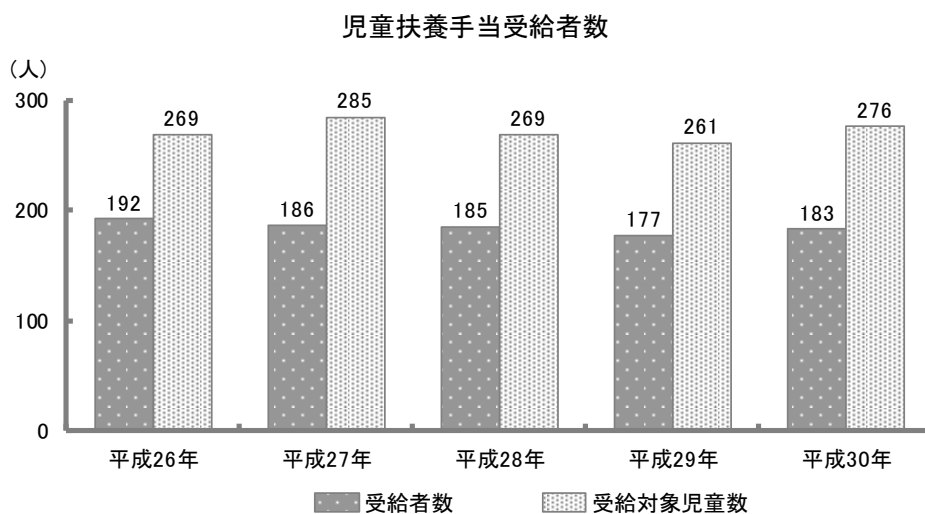


資料：市の統計(各年4月1日現在)

(8) その他の状況・・・・・・・・

① 児童扶養手当受給者数の推移

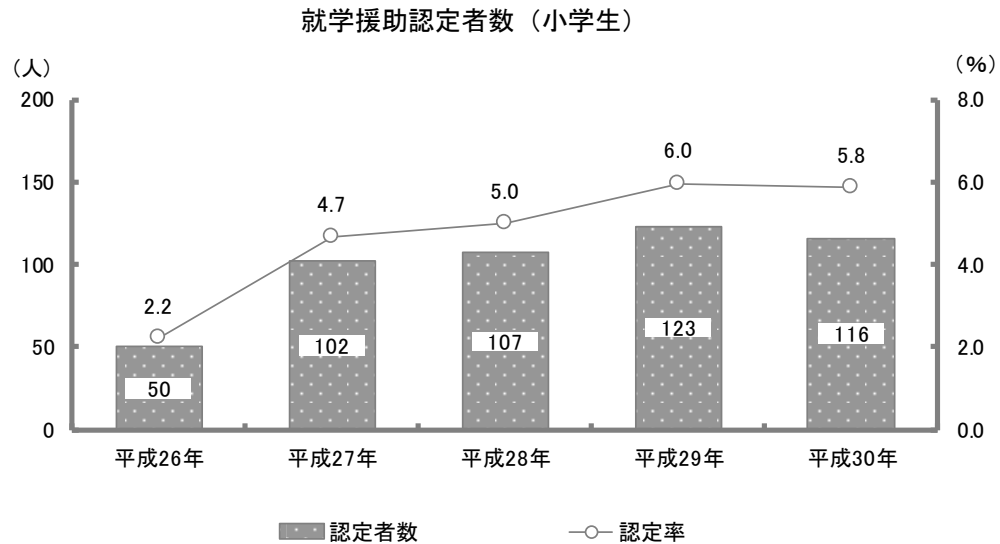
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は横ばいで推移しており、平成30年で受給者数が183人、受給対象児童数が276人となっています。



資料：市の統計(各年4月1日現在)

② 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は増加傾向にあり、平成30年で認定者数が116人、認定率が5.8%となっています。

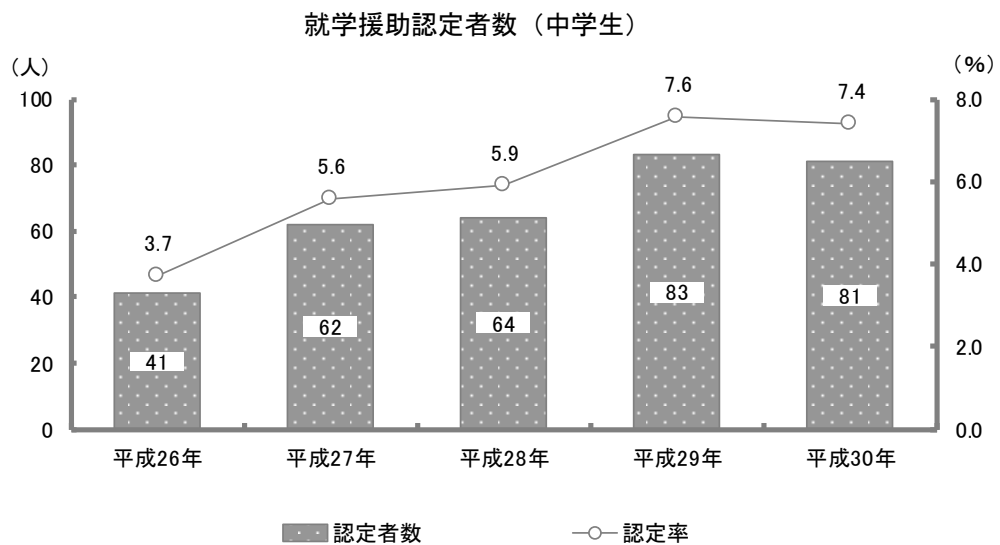


資料：市の統計

※就学援助：経済的理由により就学困難と認められる小学校児童・中学校生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の援助をすること。

③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

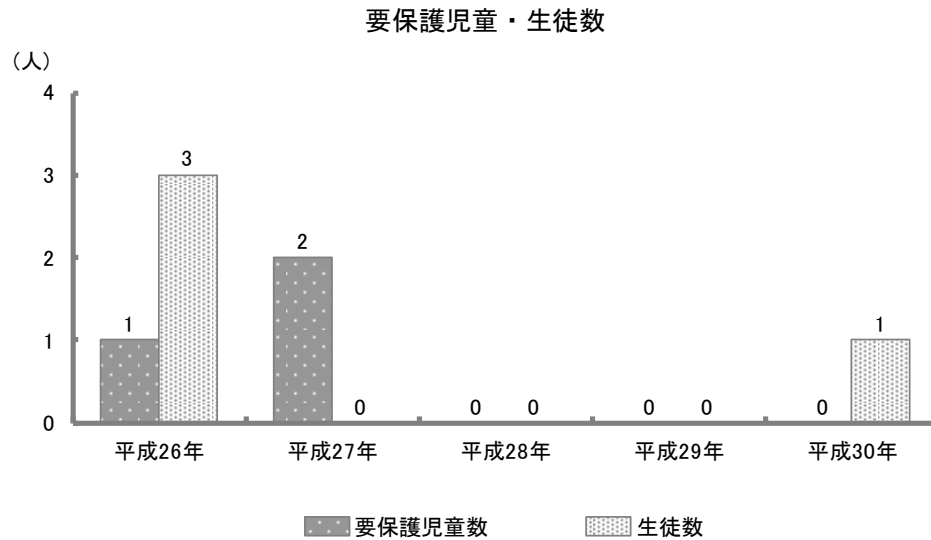
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は増加傾向にあり、平成30年で認定者数が81人、認定率が7.4%となっています。



資料：市の統計

④ 要保護児童・生徒数の推移

本市の要保護児童数・生徒数は減少傾向にあり、平成30年で要保護児童数0人、生徒数が1人となっています。

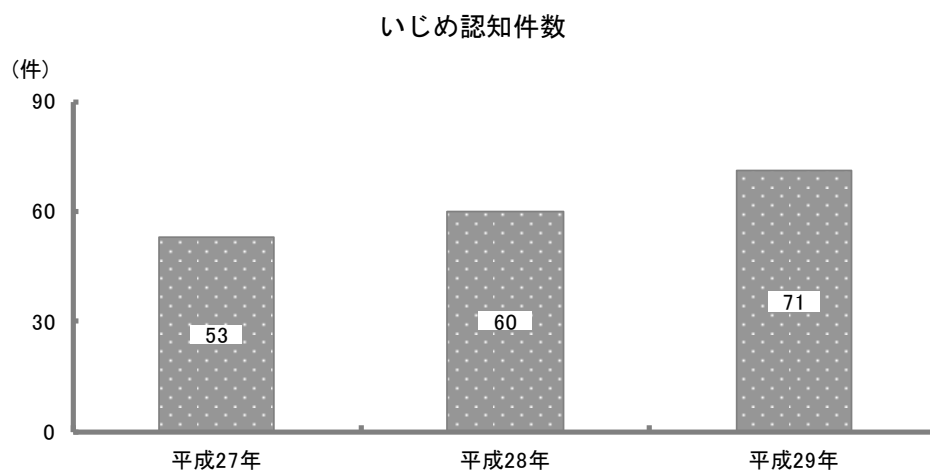


資料：市の統計

※要保護児童・生徒：保護者に監護させることが不相当であると認められる児童・生徒、保護者のない児童・生徒で、虐待を受けた児童・生徒だけでなく、障がいを持った子ども、不良行為（非行、犯罪行為含む）をする、またはする恐れのある児童・生徒をいう。

⑤ いじめ認知件数の推移

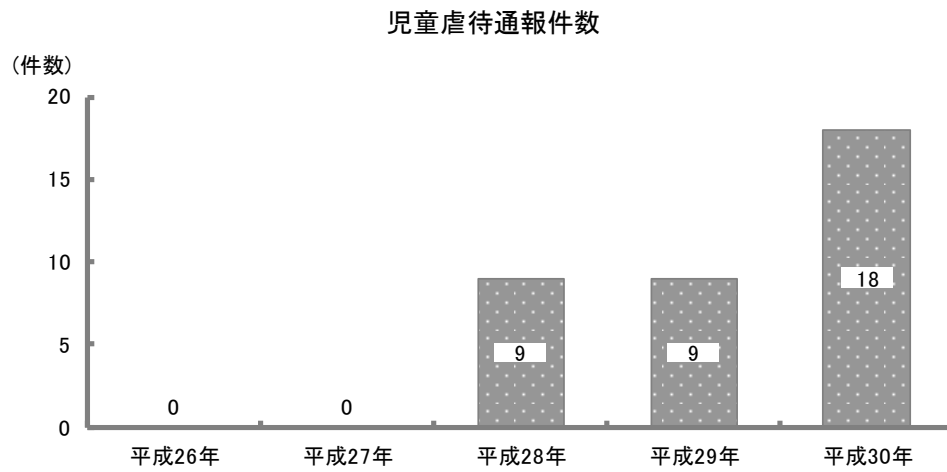
本市のいじめ認知件数は年々増加しており、平成29年で71件と過去3年間で約3割増加しています。



資料：市の統計

⑥ 児童虐待通報件数の推移

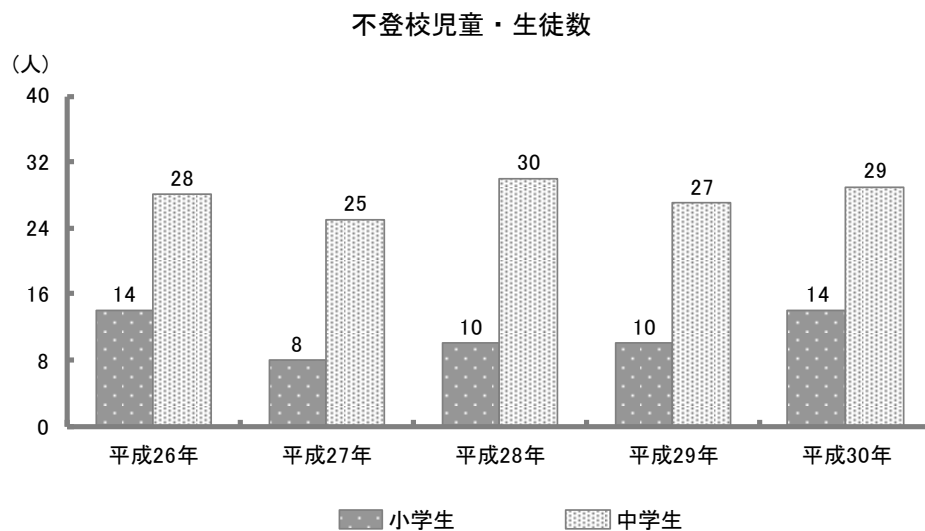
児童虐待通報件数は平成30年で18件となっています。



資料：市の統計

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童は平成27年以降増加傾向にあり、生徒数は増減を繰り返しています。平成30年で小学生が14人ですが、中学生は29人と増加傾向にあります。



資料：市の統計

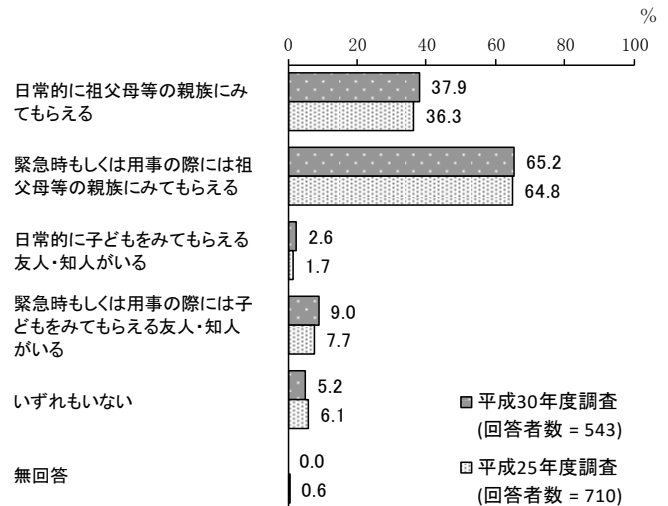
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が65.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が37.9%となっています。

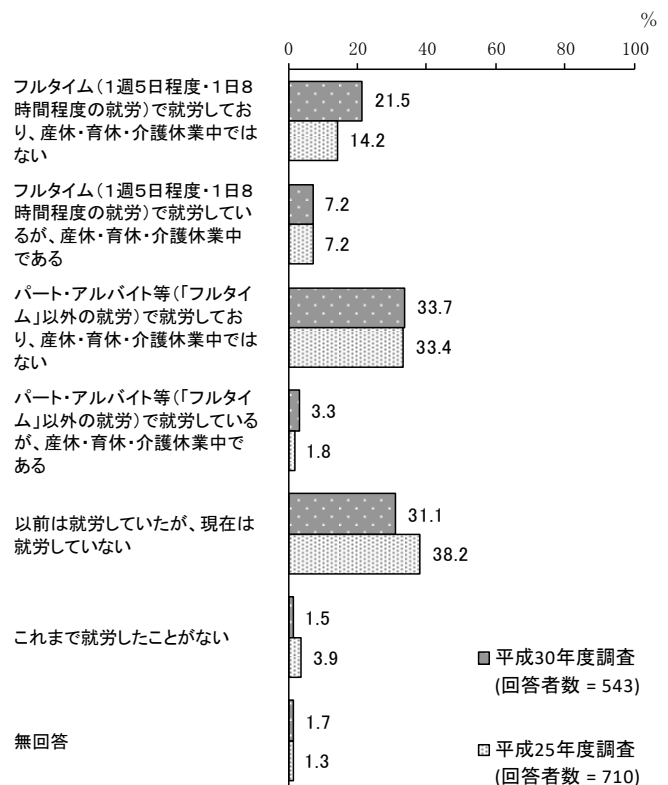
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が33.7%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が31.1%、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が21.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少していることから母親の就労率が高くなっています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が61.2%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が20.9%となっています。

回答者数 = 201

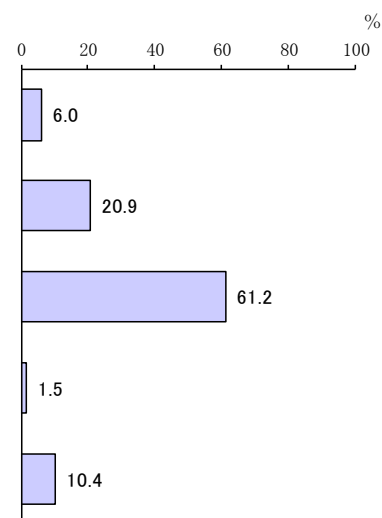
フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない

パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望

パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

無回答



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」の割合が48.0%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が22.0%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が18.1%となっています。

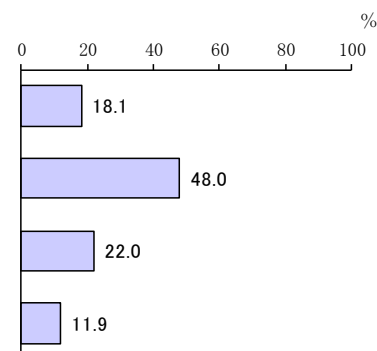
回答者数 = 177

子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい

すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

無回答



（2）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

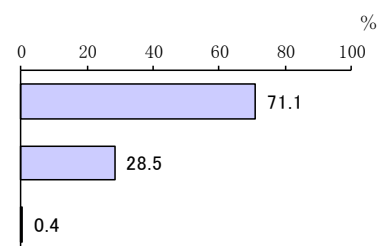
「利用している」の割合が71.1%、「利用していない」の割合が28.5%となっています。

回答者数 = 543

利用している

利用していない

無回答



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が61.1%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が54.7%となっています。

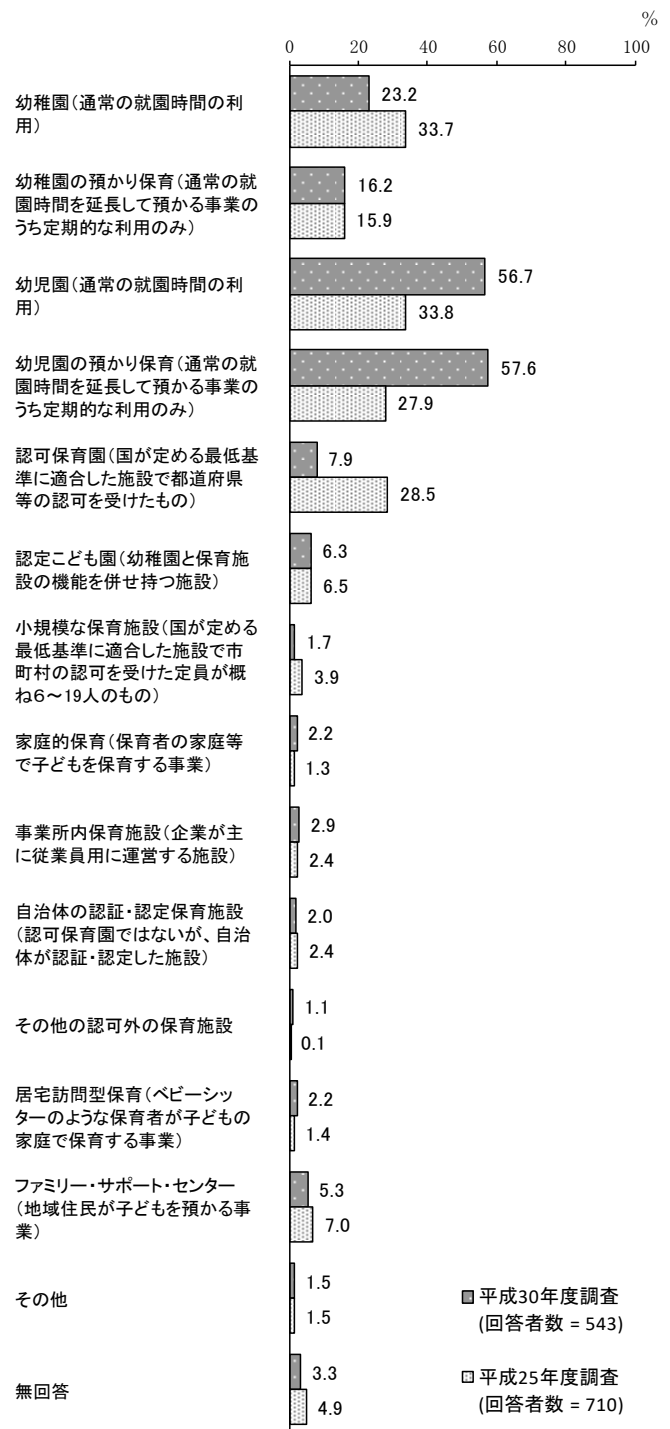
回答者数 = 386



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が57.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が56.7%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が23.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「認可保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が減少していることから、市内の幼稚園のニーズが高いことが分かります。



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

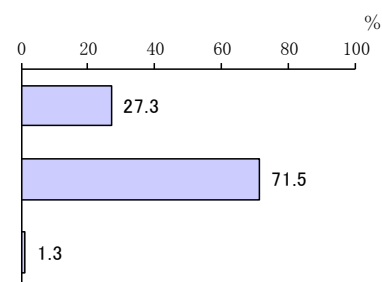
「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が27.3%、「利用していない」の割合が71.5%となっています。

回答者数 = 543

地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）

利用していない

無回答



※地域子育て支援拠点施設：子どもセンター・子育て支援センター

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が62.8%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が19.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が11.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が11.6%となっています。

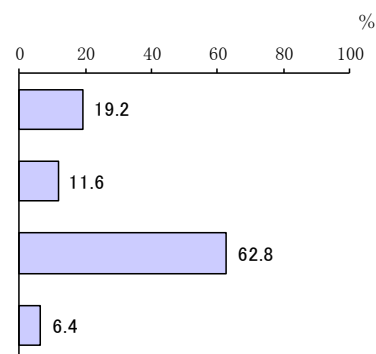
回答者数 = 543

利用していないが、今後利用したい

すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

無回答



(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

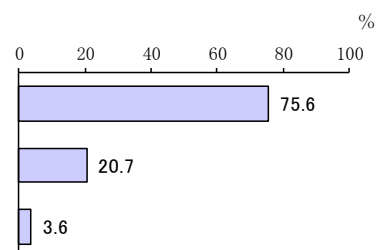
「あった」の割合が75.6%、「なかった」の割合が20.7%となっています。

回答者数 = 386

あった

なかった

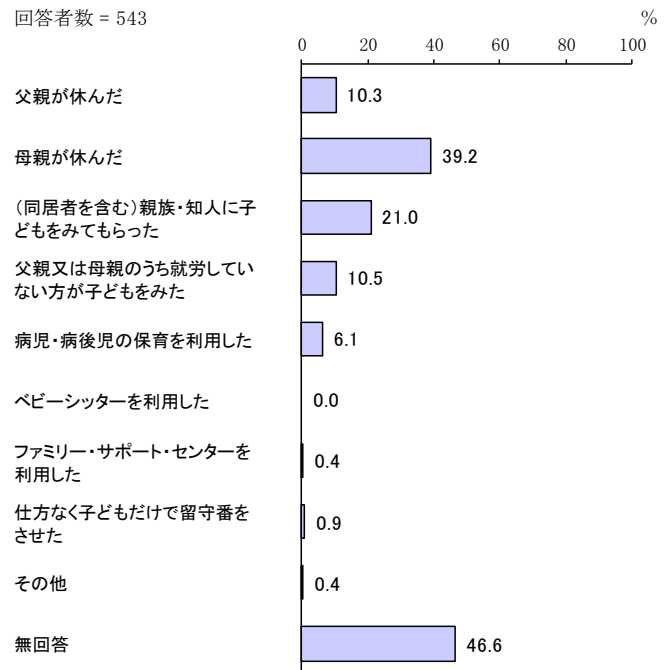
無回答



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が39.2%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が21.0%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が10.5%となっています。

回答者数 = 543

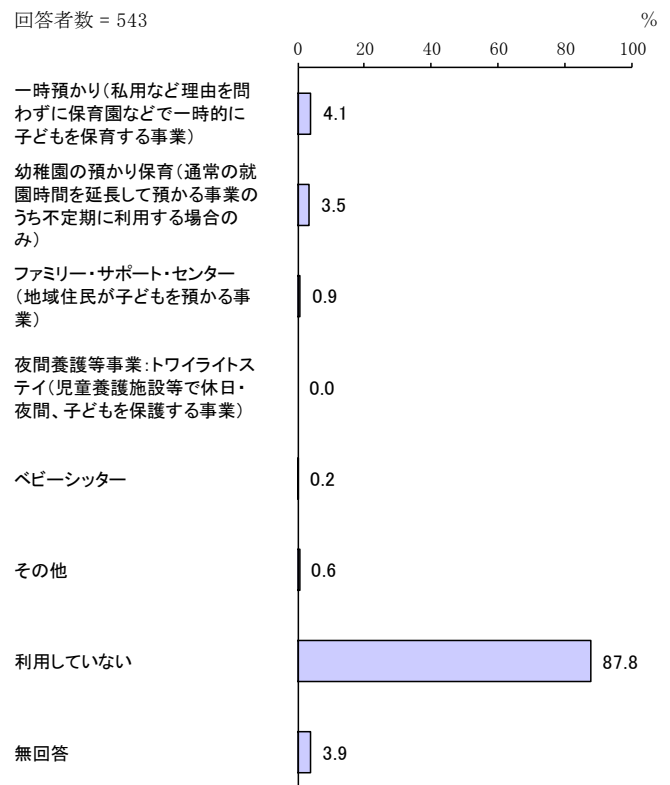


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が87.8%と最も高くなっています。

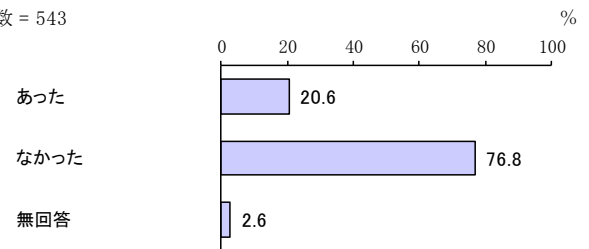
回答者数 = 543



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が20.6%、「なかった」の割合が76.8%となっています。

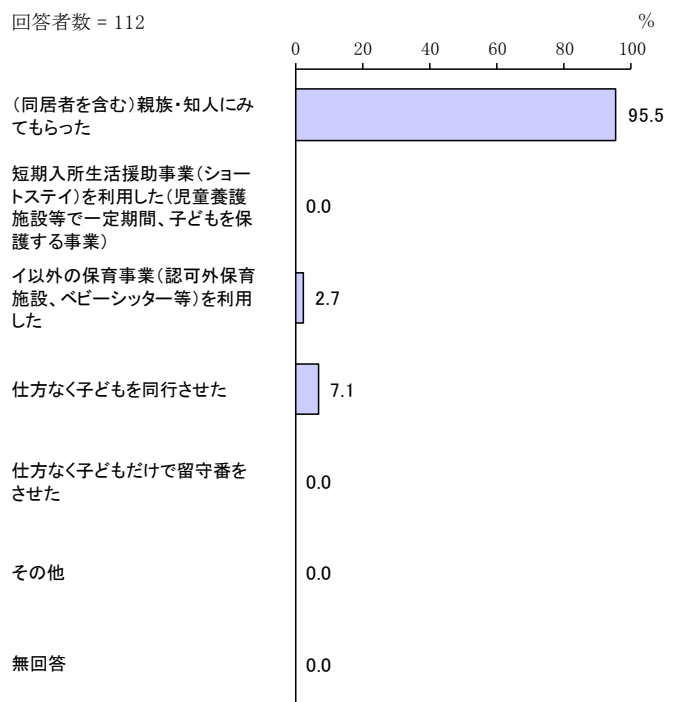
回答者数 = 543



1. あった場合の対処方法

「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」の割合が95.5%と最も高くなっています。

回答者数 = 112

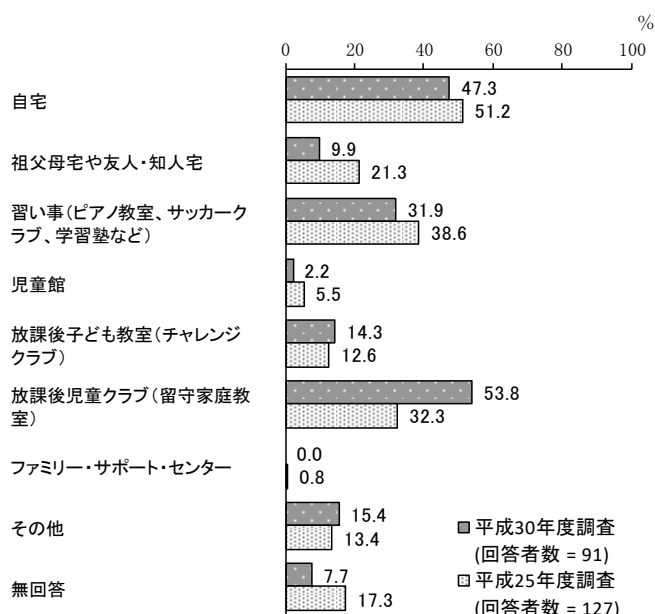


(6) 小学校就学後の過ごし方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ(留守家庭教室)」の割合が53.8%と最も高く、次いで「自宅」の割合が47.3%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が31.9%となっています。

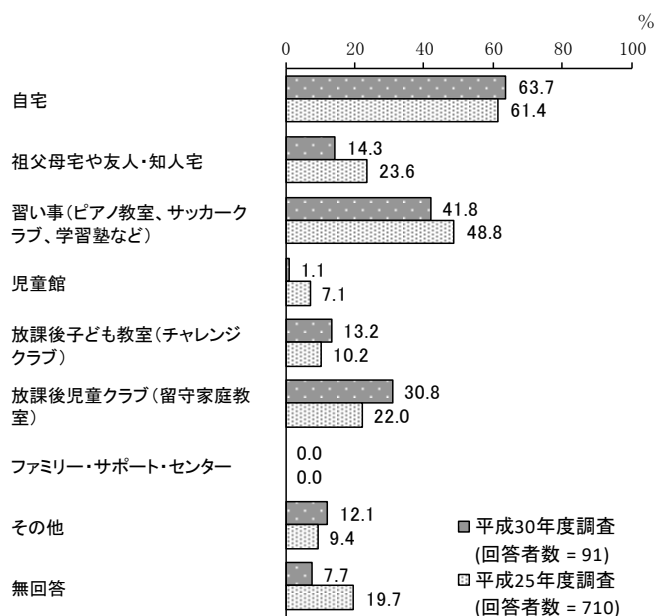
平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ(留守家庭教室)」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が減少しています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が63.7%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が41.8%、「放課後児童クラブ(留守家庭教室)」の割合が30.8%となっています。

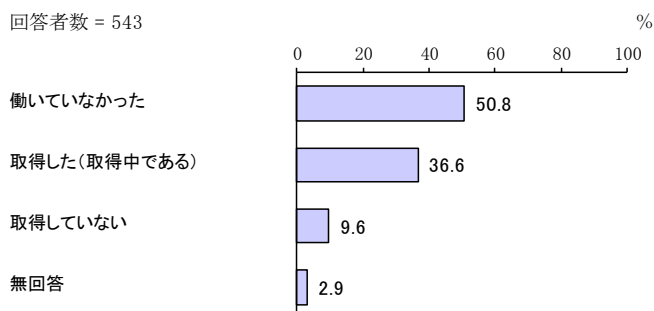
平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ(留守家庭教室)」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」「児童館」の割合が減少しています。



(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

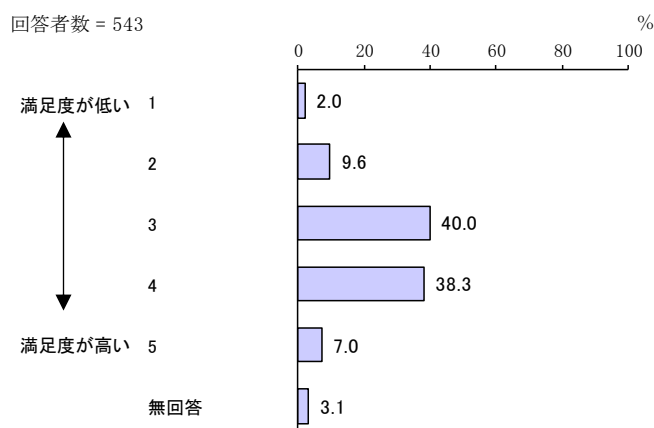
「働いていなかった」の割合が50.8%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が36.6%となっています。



(8) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

回答があったうち「3」の割合が40.0%と最も高くなっています。



3 第2期計画策定に向けた課題

本巣市子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに本巣市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 地域における子育て支援・・・・・・・・

【子育て支援サービス・保育サービスについて】

3歳児以上の人口は減少しているものの、子育て世帯の共働き世帯の増加などから、3歳児未満の低年齢での保育需要が高まりをみせています。

本巣市では、平成28年度から保護者や子どもの入園に対する選択肢の拡大を図るため、保育園と幼稚園の両方の機能を備えた幼児園化を全園で進めてきました。アンケート調査においても、現在、就労していない母親のうち、就労希望は就学前保護者で約7割、小学生保護者で約6割となっており、潜在的な保育ニーズがうかがえます。

これまで市では、多様な子育て家庭のニーズに対応するため、延長保育事業の受け入れの拡大や、広域保育事業の受け入れ等の充実を図ってきました。

令和元年10月から幼児教育・保育無償化が始まったこともあり、今後、更なる保育ニーズの高まりに向けて、教育・保育のニーズを適正に把握し、提供量を担保しつつ、安全で安心なより質の高い教育・保育を維持していくことが必要です。

更に、子どもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかった人で、「病児・病後児の保育を利用した」の割合は1割未満と低いものの、父親、母親が休んで対応した人のうち「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前保護者で約2割、小学生保護者で約1割となっており、病児・病後児保育等、多様な保育サービスのニーズに対応していくことが重要です。

【児童生徒の健全育成について】

国では新・放課後子ども総合プランを策定し、放課後児童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに約30万人分の受け皿を整備することを目標としています。近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破することが求められています。

ニーズ調査結果をみると、就学前児童では、低学年のうちの放課後に過ごさせる居場所では、「放課後児童クラブ（留守家庭教室）」が就学前保護者で約5割、小学生保護者で4割半ばと、前回調査に比べ大きく増加しています。

市では、留守家庭教室事業において、昼間、保護者が家庭にいない児童に対し、保護者に代わって児童の預かりを行っています。利用者の増加や特別な支援を必要とする児童の増加、指導員の確保といった新たな課題も顕在化してきました。

今後も、保育内容の充実や指導員の確保など、質の向上も見据えながら、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの居場所づくりが重要です。

【妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実について】

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、子育てを行う環境は大きく変化しており、子育て家庭の不安が増大しています。国においては、子育て世代包括支援センターを令和2年度に全国展開を目指し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することを目指しています。

アンケート調査をみると、就学前保護者では「親の不安や悩みの相談」「子育てに関する総合的な情報提供」の割合が3割弱となっています。また、子育てに関して、日頃悩んでいることは、就学前保護者では「食事や栄養に関すること」「病気や発育・発達に関すること」、小学生保護者では「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあいに関すること」「子育てに係る出費がかさむこと」などの割合が高くなっており、多様な悩みを抱えています。

市では、子育て包括支援センターを4箇所設置し、妊娠相談や育児相談などを行っています。また、子育て支援サイト「もといくネット」を開設し子育てに関する情報発信を行なっています。

今後も妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、SNS等を活用した情報発信を行ない、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境 ・ ・ ・ ・

【子どもの生きる力の育成を図る学校の教育環境等の整備について】

すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、子どもの将来を見据えた子育てで支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。

アンケート調査では、子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境は、「家庭」が約9割ともっとも高く、次いで「幼稚園」が5割半ば、「地域」が約2割となっています。

市では、少人数指導の推進や幼児児童生徒がA L Tに触れる機会を設けるなど、充実した教育環境の整備を進めています。

今後は、学校のみならず、家庭、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていくことが重要です。また、子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

【家庭や地域の教育力の向上について】

核家族化や地域のつながりの希薄化など、子育てを行う環境は大きく変化しており、子育て家庭の不安が増大しています。アンケート調査では、日常生活において孤立感を感じている人は約2割となっており、子育ての不安や負担を一人で抱えている親がいることもうかがえます。また、子育てをするにあたって、地域に求めることについて、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」「地域で子どもを見守り育てるという気持ちを持ってほしい」の割合が高くなっています。

これまで市では、乳幼児から中学生の子どもを持つ保護者を対象に家庭教育学級の開催や、花とほたるまつり等の各種イベントを通して、子育て家庭と地域住民との交流を図ってきました。

今後も、子育て家庭を孤立させることなく、地域全体で支えていくことが大切であり、行政だけでなく、学校、地域等が一体となって子育て支援に取り組む必要があります。

（３）子育てを支援する生活環境・・・・・・・・

【子どもの安全な居場所づくりについて】

少子高齢化の急速な進展、本格的な成熟社会の到来など、社会情勢が大きく変化する中で、市民の協働と参画による、だれもが安心して子育てができる社会環境づくりが求められています。

アンケート調査では、子育てをするうえで、周囲の必要なサポートとして「子どもを遊ばせる場や機会の提供」の割合が最も高くなっており、また、子育てに関して知りたい情報についても「親子で行けるイベント等」「公園や遊び場」等、子どもの居場所を求める声が高くなっています。

本県市では、子育て支援センターにおいて、親子遊びや子育てに関する相談事業を実施しているほか、園庭開放事業やしんせいほんの森事業など、多様な子どもの居場所づくりに取り組んできました。

子どもの社会性を育むためにも、子どもたちが仲間や地域の人とふれ合う場へ参加することが大切となり、気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行っていくことが求められます。今後も引き続き、地域の中で安全・安心な子どもの居場所づくりを積極的に推進していくことが重要です。

（４）職業生活と家庭生活との両立について・・・・・・・・

【父親の子育てや家事への参加について】

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消を進め、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査結果によると、子育てについて、主に行っているのは「父母ともに」が約5割となっている一方で、「主に母親」の割合も4割を超えており、依然として女性が家事・育児を担う状況がうかがえ、子育てに父親もより一層かかわることが重要です。そのため、父親の育児参加を促進するため、父親と子どもが気軽に遊んだり、事業に参加したりできるような居場所の充実が求められています。

【女性の就業、子育てと仕事の両立について】

育児休業の取得状況をみると、平成25年度調査に比べ上昇していますが、母親の36.6%が育児休業を取得したのに対し、父親の取得は1.3%と、依然として多くの父親が仕事を優先している現状がうかがえます。

本巣市では、育児休業等を取得しやすい環境の整備として、育児休業及び部分休業制度の周知・育児休業等体験等に関する情報提供や男女共同参画関連イベントの開催等に取り組んでおり、今後も更なる制度やイベントの周知徹底が求められます。

今後は、育児休業制度の利用をさらに促進するとともに、男性においては、仕事と子育ての両立が困難な状況も見受けられ、事業所等への働き方改革についての働きかけや父親への子育てへの参画を促進することが必要です。

(5) 子どもの安全の確保と命を守る ・ ・ ・ ・ ・

【交通安全・犯罪等の被害から守るための活動について】

近年、子どもが巻き込まれる犯罪や不審者による被害が発生しており、子どもが安全に暮らしていくには、親も子も安心して生活できる環境の整備が必要となります。

特に子どもを犯罪や事故から守り、安心して外出できる環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

アンケート調査では、子育て支援でもっと力をいれてほしいこととして、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の割合が高くなっており、子どもの安全・安心の確保が強く求められています。

本巣市では、家庭、地域、学校、警察等の連携により、「子ども110番の家」の設置や通学路における児童生徒の登下校時の安全を確保するために、歩道の整備や注意看板設置等の改善対策の実施、地域防犯パトロール等、地域ぐるみで子どもの安全を見守る取り組みを進めています。

今後も、交通安全施設の整備、地域の防犯活動等を促進し、地域や家庭で事故や事件に遭う心配をすることなく、子どもから大人まで安心・快適な生活を送れる環境づくりを進めることや地域における見守り等の強化を図る必要があります。

(6) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みについて・・・・・・・・

【児童虐待防止対策の充実について】

近年、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶ちません。改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。そのため、子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。

アンケート調査では、子どもに対して、思わずたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの相手や世話をしないことが「よくある」の割合が就学前で1.7%、小学生で3.1%、「たまにある」の割合が4割を超えており、虐待が疑われる子育て世帯もいることがうかがわれます。

市では、要保護児童及びDV被害者対策地域協議会を継続的に開催し、要保護児童等及びDV被害者の実態把握や援助、支援方法等について、関係機関との連携を図りながら協議検討を行っています。

今後も、児童虐待予防の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童及びDV被害者対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化する必要があります。

【ひとり親家庭への支援や社会的な支援が必要な子どもへの対応について】

国においては、ひとり親家庭など経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼすいわゆる子どもの貧困が問題となっています。生活困窮家庭においては、貧困が親から子どもに引き継がれる「貧困の連鎖」が課題となっており、これを断ち切るための支援が求められています。

本巣市における、母子世帯は、平成27年で93世帯、父子世帯は21世帯となっています。

アンケート調査では、子育て支援でもっと力をいれてほしいものとして、少数ですが、「ひとり親家庭など多様な家庭のあり方に応じた子育て支援の充実」を求める家庭もあります。

そのため、支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援に結び付けるとともに、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制づくりが重要です。



第 3 章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、第1期計画の「子どもの未来 みんなで育む もとすプラン」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの本巣市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちを目指します。



基 本 理 念

子どもの未来 みんなで育む もとすプラン



2 基本的な視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

子どもの命を守るために事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識づくりを推進します。

児童の権利に関する条約

児童（18才未満）の権利について定める国際条約（通称）子どもの権利条約 CRC(Convention on the Rights of the Child)

1989年11月20日 国連総会で採択

1994年5月22日 日本国内で効力が発生

3 基本目標

(1) 地域における子育て支援・・・・・・・・

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

社会状況の変化により高まっている様々な保育ニーズに合わせ、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、保育人材確保に向けた処遇改善や労務環境の改善、保育園職員の研修等を推進していきます。

さらに、心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境・・・・・・・・

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。子どもの権利が守られ、全ての子ども・若者が健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。

また、地域の活動とともに、子どもたちが健やかに成長していけるよう、すべての子育て家庭に寄り添った支援に取り組めます。

(3) 子育てを支援する生活環境・・・・・・・・

子育てに必要な住環境や安全が確保された交通整備等、様々な子育て不安や負担感の軽減をはじめ、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の充実など、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努めていきます。

(4) 職業生活と家庭生活との両立 ・ ・ ・ ・ ・

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

(5) 子どもの安全の確保と命を守る ・ ・ ・ ・ ・

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

また、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

(6) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組み ・ ・ ・ ・ ・

児童虐待防止や障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

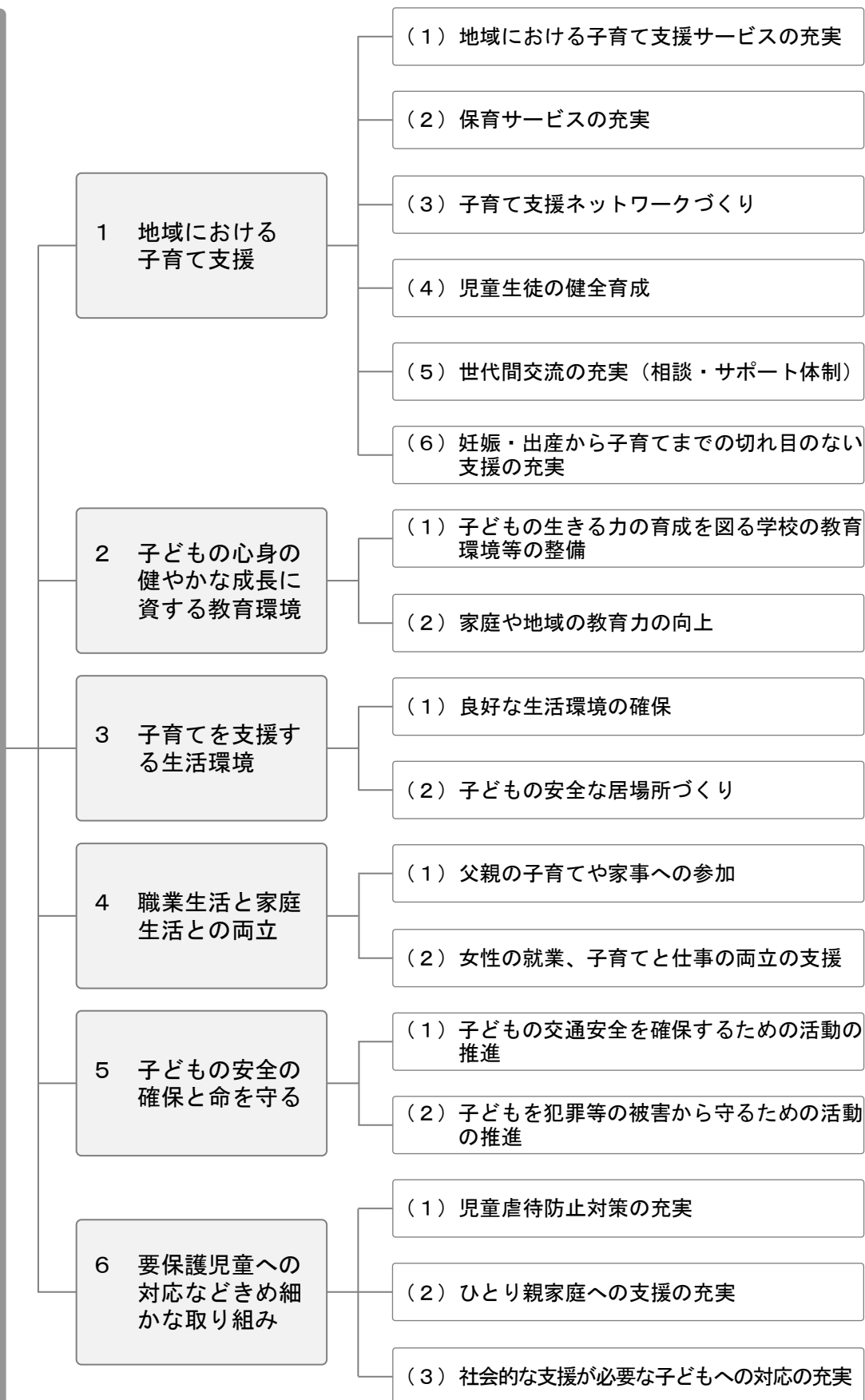
4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

子どもの未来 みんなで育む もとすプラン





第4章 施策の展開

基本目標 1 地域における子育て支援

基本施策（１）地域における子育て支援サービスの充実・・・・・・・・

地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育て・子育ての応援ができる地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

また、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の児童の居場所の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
ファミリー・サポート・センター事業	地域の育児に関する援助活動を支援することにより、仕事と育児の両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。	1か所	子ども 大切課
留守家庭教室事業	昼間、保護者が家庭にいない小学校6年生までの児童に対し、保護者に代わって児童を預かっています。また、国から示された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の居場所づくりに関する事業の一体的な提供を図ります。	本 巢 95人 席 田 109人 土貴野 36人 一 色 66人 真 桑 201人 弾 正 77人 外 山 23人 根 尾 0人 (平成31年4月)	子ども 大切課
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て家庭に対する育児支援、地域の子育てサークルなどの育成・支援、育児不安などについての相談指導を行います。	子どもセンター 1か所 子育て支援センター 3か所 (平成31年度)	子ども 大切課
子育て支援センター	親子遊び等を通し、子どもとのふれあいを深める方法や子育ての在り方を学んだり身に付けたりします。 ※開館時間：月～金 午前9時～午前12時 午後1時～午後 3時 ※開館場所 本巢・根尾子育て支援センター(本巢幼稚園内) 糸貫子育て支援センター(糸貫西幼稚園内) 真正子育て支援センター(弾正幼稚園内)	年間利用者数 本巢・根尾 親 子 2,113人 2,497人 糸貫 親 子 1,354人 1,782人 真正 親 子 2,249人 2,914人 (平成30年度)	子ども 大切課

事業名	事業概要	現状	主担当課
子どもセンター 団体事業	子どもとのふれあいを深める方法を親に伝えるとともに、地域の人々との相互のつながりを作ります。 ※各種団体事業 「なかよし」「ふれあい広場」「親子のつどい」 ※体制: 地域住民によるボランティアサークル	なかよし 毎月1回 ふれあい広場 年間20回 親子のつどい 年間42回 (平成30年度)	子ども 大切課
もといくネット	子育て支援サイト「もといくネット」を活用し、パソコンやスマートフォンから、子育て情報を簡単に入手でき、子どもの年齢に合わせた最適な情報発信を行います。	登録者数 125人 (平成31年4月)	子ども 大切課

基本施策（２）保育サービスの充実・・・・・・・・

仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供を図るとともに、保育サービスに関する積極的な情報提供を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
延長保育事業	両親の就労等の状況により、保育園での通常保育時間に不足する保育必要量に対して延長保育を行います。 ※早朝保育 午前7時30分～ ※薄暮保育 午後5時～午後7時まで	本巢 2か所 人数 26名 糸貫 2か所 人数 36名 真正 3か所 人数 66名 根尾 1か所 人数 3名 (平成31年3月)	子ども 大切課
預かり保育事業	両親の就労等の状況により、幼稚園での保育時間に不足する保育必要量に対して預かり保育を行います。 ※早朝保育 午前7時30分～ ※薄暮保育 午後2時～午後7時まで	本巢 2か所 糸貫 3か所 真正 3か所 根尾 1か所	子ども 大切課
通常保育事業	保育必要量に応じた保育サービスを行います。 ※保育時間（保育園） 標準時間 午前8時～午後7時 短時間 午前9時～午後5時 ※受入年齢 満1歳児～（糸貫東保育園については、満10ヵ月から受入れ）	本巢 44名 糸貫 78名 真正 107名 根尾 7名 (平成31年3月)	子ども 大切課
広域保育事業	保護者の勤務の都合等により市外保育所への入所希望が増えていることから、広域入所の協議が成立した近隣市町村と相互の受入れを行います。	委託 7か所 人数 20名 受入 2か所 人数 3名	子ども 大切課
保育室補助事業	無認可保育施設に市内在住の乳幼児が入所した場合、施設に対して次のとおり補助金を交付します。 ※0歳児 1人につき月額 35,130円 ※1歳～2歳児 1人につき月額 11,710円	実績なし	子ども 大切課
保育園保育料の軽減	保育料を国の徴収基準額より低額に設定します。また、多子世帯への保育料の軽減を図ります。	本巢 2か所 糸貫 2か所 真正 3か所 根尾 1か所 (平成30年度)	子ども 大切課

事業名	事業概要	現状	主担当課
保育園の苦情処理体制の確立	保育サービスに関する利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置します。	本巢 2か所 糸貫 2か所 真正 3か所 根尾 1か所 (平成30年度)	子ども 大切課
園庭開放事業	未就園児と保護者が園児や保育士、または他のお母さん方と自由交流できる場を提供します。	本巢 2か所 糸貫 2か所 真正 3か所 根尾 1か所 (平成30年度)	子ども 大切課
幼児園職員の研修事業	各種団体が行う研修会に参加します。 保育士等資質の向上研修を実施します。	本巢 2か所 糸貫 2か所 真正 3か所 根尾 1か所 (平成30年度)	子ども 大切課
保育士等確保事業	潜在保育士等の掘り起こしのため「見学会」を実施します。また、保育の仕事の理解を深めるため、中学生や高校生の職場体験を実施します。 保育士等の離職防止のため保育補助者等の配置を図ります。	職場体験 中学生 70人 高校生 35人 (平成30年度)	子ども 大切課
児童手当	児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	支給対象児童数 5,049人 (平成31年3月末現在)	子ども 大切課
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図ります。	受給者数 228人 (平成31年3月末現在)	子ども 大切課
出産祝金	出産時に本市に住所を有し、出産後も引き続き本市に出生子と共に1年以上住所を有し、公租公課等を滞納していない保護者に祝金を支給します。	支給者数 43人 5,511千円 (平成30年度)	子ども 大切課
乳幼児等福祉医療費助成事業	乳幼児等（15歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの児童）に係る保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部（保険診療のうち自己負担分）を助成します。 ※助成対象者 15歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの児童 ※所得制限 無	受給者数 4,623人 (平成31年3月末現在)	市民課

基本施策（３）子育て支援ネットワークづくり・・・・・・・・

地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。

また、各種の相談事業では、一人ひとりの状況を受け止め、家庭や地域の中で孤立しないように、必要な支援を行います。

さらに、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	現状	主担当課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	地域の子育て家庭に対する育児支援、地域の子育てサークルなどの育成・支援、育児不安などについての相談指導を行います。	子どもセンター 1か所 子育て支援センター 3か所 (平成30年度)	子ども 大切課
要保護児童及びDV被害者対策地域協議会	要保護児童の保護、要支援児童や特定妊婦への支援、DV被害者の保護を図ることを目的に、要保護者及びDV被害者対策地域協議会代表者会議、実務者会議、ケース検討会議等を開催し、要保護児童及びDV被害者の実態把握や援助、支援方法等について、関係機関との連携を図りながら協議検討します。	代表者会議 1回 実務者会議 3回 ケース検討会議 16回 (平成30年度)	子ども 大切課
子育て担当者会	子育て支援センターの指導員・地域の保健師・子どもセンター職員が集まり、それぞれの場所での子どもの様子について情報交換を行い、親支援等について協議します。	実施	子ども 大切課
青少年育成事業	青少年の健全育成に対する市民意識の向上を図るとともに、地域の青少年育成事業を推進する「青少年育成市民会議」を開催し、少年の主張大会・あいさつ運動・青少年育成地域活動等を実施します。	実施	社会 教育課

基本施策（４）児童生徒の健全育成 ・ ・ ・ ・ ・

子どもが社会や地域に参加し、地域の中で様々な人や物事にふれあい、体験や経験を重ねることによって、子どもの豊かな心を育てるよう、学習の場や機会を提供します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
F B Cコンクール参加	年に1回（秋花壇）、参加校に草花種子を無償配布します。この種子をもとに学校花壇をつくり、学校環境美化・豊かな情操教育に努め、地域の人と交流を図ります。	実施	学校教育課
ボランティア活動	各学校においては、MS Jの活動、学校行事、サークル活動、PTA主催事業等、これまで実施してきた独自のボランティア活動を継続するとともに、H24から本県市生徒会連合として「根尾川水系愛掃活動」を実施しています。	実施	学校教育課
部活動補助事業	市内中学校の部活動振興を図るとともに、生徒の心身ともに健やかな成長を支援するため、部活動に対して補助金を交付しています。内訳は次の2種類です。 Ⅰ「部活動育成補助金」日常の練習や対外試合等で、各部に必要な諸経費を補助しています。 Ⅱ「部活動支援事業」（生徒派遣費補助金）中学校体育連盟主催の対外試合にあたって、会場までの移動に必要な諸経費を補助しています。	市内全中学校で実施	学校教育課
青少年育成事業（再掲）	青少年の健全育成に対する市民意識の向上を図るとともに、地域の青少年育成事業を推進する。「青少年育成市民会議」を開催し、少年の主張大会・あいさつ運動・青少年育成地域活動等を実施します。	実施	社会教育課

基本施策（５）世代間交流の充実（相談・サポート体制）・・・・・・・・

本市の特色を活かした様々な施設での事業を通じて異世代間交流事業を進めるとともに、異世代の人々と児童及び保護者の交流活動を働きかけます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
高齢者との交流事業	老人福祉施設等の訪問、地域の老人クラブとの交流などを実施します。	本巢 2か所 糸貫 2か所 真正 3か所 根尾 1か所 (平成30年度)	子ども 大切課
地域住民との交流事業	地域運動会参加、地域文化展・作品展出展などを実施します。	本巢 2か所 糸貫 2か所 真正 3か所 根尾 1か所 (平成30年度)	子ども 大切課
外国人との交流事業	月1回程度、外国人教師（ALT）を招き、英語を学びます。	本巢 2か所 糸貫 2か所 真正 3か所 根尾 1か所 (平成30年度)	子ども 大切課
大学・短大・高校・小中学校教育に協力、支援事業	大学・短大生の保育実習、中学生の体験学習の受入れを実施します。	本巢 2か所 糸貫 2か所 真正 3か所 根尾 1か所 (平成30年度)	子ども 大切課

★基本施策（６）妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実・

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
母子保健事業	妊娠相談、マタニティスクール、赤ちゃん訪問、乳幼児健診・教室などを実施します。	実施	健康増進課
子育て世代包括支援センター事業	妊娠届出時より、保健師などの専門職による妊婦相談を実施し、妊娠早期からの健康管理や不安を解消するための取り組みを推進し、妊娠・出産を支援します。	実施	健康増進課
子育て相談事業	各保健センターで、発達・育児・予防接種などの相談を実施しています。	実施	健康増進課

基本目標 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境

基本施策（１）子どもの生きる力の育成を図る学校の教育環境等の整備

子どもたちが、生活の場である家庭、学校、地域社会の中で様々な体験を通じて、生きていくための資質や能力を身につけていけるよう、幼稚園、保育園、学校、地域社会、各種団体などが連携し、情報交換や相談体制、交流の場の整備を進め、子どもの健全な育成を目指します。

また、多様化、複雑化するいじめや不登校等の問題に対応できるよう、専門的な相談体制の強化と学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークの強化に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
教育相談総括指導員の配置	教育委員会教育センターに配置。市内の教育相談体制を確立し、各教育相談員の指導を含め、スクールカウンセラー事業、就学指導とそれに係る支援チームの運営、家庭教育学級の講話、総合保育の講師、家庭教育や教育相談に関わる全ての業務を行います。	相談件数 来所 169件 訪問 274件 電話 108件 (平成30年度)	学校教育課
教育相談員の充実	市内各小・中学校に配置している教育相談員を中心に、不登校や不適応などについて児童生徒や保護者との相談をしたり、校内での対応を行ったりしています。	実施	学校教育課
適応指導教室「たんぼぼ」の設置	不登校状態にある児童生徒に対して早期学校復帰、教室復帰を促すよう相談・指導を行います。不登校児童生徒の保護者の相談活動や支援を行います。	通室児童生徒数 3人 相談等対応延べ件数 139件 (平成30年度)	学校教育課
学校説明、外部評価の推進、学校評価システム構築事業	各園・学校の教育について、保護者や地域に説明したり、保護者や地域から評価を得たりすることで、地域に開かれ地域に根ざした園・学校を目指すとともに、各園・学校の教育の改善に努めています。 中学校区ごとの学校評価に取り組むことで、園、小・中学校の途切れない一貫性のある教育を大切にし、「学校運営の改善」「信頼される開かれた学校づくり」「教育の質の保証・向上」を目指します。	各地域に設置した学校運営協議会において評価を実施	学校教育課
生きる力を育てる補助事業	総合的な学習の時間を活用して、地域に根ざした活動を計画的に進め、特色ある教育を推進します。	実施	学校教育課

事業名	事業概要	現状	主担当課
人権教育推進事業	様々な人権問題に関する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、偏見や差別を解消するとともに、一人ひとりを大切にするまちづくりを目指します。そのために、次のⅠ～Ⅲの事業を推進します。 Ⅰ 人権教育推進及び啓発に関する事業 Ⅱ 教職員の指導力向上に関する事業 Ⅲ 人権教育の実践に関する事業	実施	学校教育課
本巣市教育支援委員会及び特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、専門家からの意見やアドバイスを参考に保護者との合意形成を図り、適切な教育支援を行っています。	実施	学校教育課
少人数指導の推進	小規模校を除く小・中学校において、全校体制で積極的に少人数指導を実施しています。一人ひとりに確かな学力を育むことを目指し、学習状況に即した習熟度別の指導を工夫して行うなど、きめ細かい指導の充実を図っています。教科では、小・中学校とも「算数・数学」が多く、中学校においては「英語」を実施している学校もあります。	実施	学校教育課
園・学校における外国語活動・英語科学習の推進	園及び小・中学校に学級数等に応じてA L T（外国人 外国語指導助手）を配置し、保育・授業の時間だけでなく、幼児児童生徒がA L Tに触れる機会（休み時間、掃除時間、給食時間等）を多くし、外国人に対しても臆することなく外国語でコミュニケーションを図ろうとする力を育てています。 平成29年度からは、小学校の英語教科化に向けて、J T E（日本人 英語学習指導員）を小学校に配置しさらに強化しています。	A L T 8人 J T E 4人 (平成30年度)	学校教育課
本巣市畑中茂樹奨学金交付制度	学力が優秀で、高等学校等に在学する者のうち、経済的理由により修学が困難な状況にある者に対し、本巣市畑中茂樹奨学金を交付します。	交付人数 9人 (平成30年度)	学校教育課
通学補助	<通学定期に関する補助> 小学校：市営バス通学定期全額補助 中学校：樽見鉄道、市営バス通学定期全額補助 根尾地域高校生等通学者：通学定期代2分の1補助 <高等学校生徒下宿に関する補助> 下宿通学者補助金 3,000円/月	実施	学校教育課
学習支援員生活支援員の配置	各学校の実情に合わせて小学校に支援員を配置し、児童生徒の学習支援、生活支援を行っています。小学校では生活を中心に、中学校では学習を中心に支援を行い、児童生徒が仲間と楽しく学校生活を送ったり、集中して授業に臨んだりすることができるよう、支援員自身も研修し指導にあたっています。	実施	学校教育課
生活習慣病予防対策	血液検査やアンケート調査を行い、児童生徒の生活習慣病の現状・課題を把握し、今後の対策等に役立てます。	実施	学校教育課

基本施策（２）家庭や地域の教育力の向上・・・・・・・・

子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援として、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。子育てについて、身近なところで相談しやすい環境の整備を行い、子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、子育てサークルを支援するとともに、子育てサークルに属していない家庭も気軽に参加し、日常的に交流ができるような環境づくりに努めます。

また、家庭、学校、地域が連携し、家庭の子育て力、教育力を強化する支援やそのための地域環境づくりを進めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
コミュニティスクール	中学校区毎にコミュニティスクールを立ち上げ、幼小中一貫した教育を推進し、地域の特性を生かした教育の発展を図ります。	実施	学校教育課
地域コミュニティ	地区懇談会や資源回収などを通じて、地域住民の交流を図ります。	実施	社会教育課
家庭教育学級	乳幼児から中学生の子どもを持つ保護者を対象に子どもの教育を行うために必要な知識・態度について学習し、家庭の教育力の向上を図ります。	実施	社会教育課
ふれあいサマーフェスタ	真桑文楽、ステージ発表や盆踊り、各種バザーを開催し、市民相互のふれあいを深め地域の活性化を図ります。	実施	社会教育課
花とほたる祭り	席田・土貴野小学校の児童が育てた花で彩られた会場において、美濃もとす太鼓、中学校の吹奏楽演奏及び地域で活動している団体等によるステージ、ほたる鑑賞、地元団体のバザーを行い、地域住民の交流を図ります。	参加者 7,600人 (令和元年度)	産業経済課
織部祭り	地域で活動している団体によるステージイベント、本巣地域各自治会の出店等による各種バザー、もちまき大会、織部にちなんだイベント（お茶会、陶芸作品作り）などにより地域住民の交流を図ります。	参加者 2,500人 (平成30年度)	産業経済課
根尾盆踊り・花火大会	盆踊りや花火大会などを開催し、地域住民の交流を図ります。	参加者 2,000人 (平成30年度)	総務産業課

基本目標 3 子育てを支援する生活環境

基本施策（１）良好な生活環境の確保 ・ ・ ・ ・ ・

子育て家庭のニーズに対応し、安全で快適に暮らすことができる住宅の供給を促進するとともに、子どもの事故防止に配慮した住環境を整備します。また、道路や交通機関、公共施設などのバリアフリーを進めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
市営住宅の提供	勤労者等が低家賃等で住むことが出来る住宅を提供し、子どもの事故防止に配慮した住環境を整備します。	実施	都市計画課
市営バス運行事業	市営バス 4路線の運行。料金無料。	実施	総務課
歩道新設整備事業	地域連絡道路の整備と歩道バリアフリー化を行います。	実施	建設課

基本施策（２）子どもの安全な居場所づくり ・ ・ ・ ・ ・

子どもの居場所の確保とまちへの愛着心を育むため、地域に密着した公園の整備と景観整備を推進するとともに、親子遊びや子育てに関する相談などを行い、子どもの安全で快適な居場所づくりにおけるソフト面、ハード面それぞれの充実に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
公園整備事業	住民の避難場所及び子どもの遊び場として公園を整備します。	実施	都市計画課
子育て支援センター事業の充実	親子遊び、子育てに関する相談事業を充実します。	年間利用者数 本巢・根尾 親 2,113人 子 2,497人 糸貫 親 1,354人 子 1,782人 真正 親 2,249人 子 2,914人 (平成30年度)	子ども 大切課
園庭開放事業 (再掲)	未就園児と保護者が園児や保育士、または他のお母さん方と自由交流できる場を提供します。	本巢 2か所 糸貫 2か所 真正 3か所 根尾 1か所 (平成30年度)	子ども 大切課
しんせいほんの森 事業の充実	本の貸し出しをするほか、絵本の読み聞かせやパネルシアター、紙芝居などを実施します。 おはなしひろば 毎週日曜日 おはなしムクムク 毎月第4木曜日 えいごの絵本のおはなし会 毎月第4土曜日	実施	社会 教育課

基本目標 4 職業生活と家庭生活との両立

基本施策（１）父親の子育てや家事への参加・・・・・・・・

子育てへの父親参加を促進するため、男性が家事・育児をするための意識づくりや参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

また、男性の職場優先の意識や性別による固定的な役割分担意識に捉われず、男女がともに子育てができるように事業主や就業者に対する意識啓発及び環境づくりを促進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
育児休業等を取得しやすい環境の整備等	育児休業及び部分休業制度の周知・育児休業等体験等に関する情報提供・育児休業及び部分休業を取得しやすい環境の醸成に努めます。	育児休業取得者 15人 部分休業取得者 3人	秘書 広報課
時間外勤務の縮減	子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知・一斉定時退庁日等の実施・事務の簡素合理化の推進します。	時間外勤務手当支給額 28,394千円 (平成30年度)	秘書 広報課
男女共同参画関連イベントの開催	男女共同参画に関する講演、セミナー、イベント、出前講座等を開催します。	実施	企画 財政課
男女共同参画プラン実施・策定業務	男女共同参画社会を実現するために、必要な施策を総合的かつ計画的に推進していくため、プランの実施、策定を行います。 (計画期間は5年間)	平成29年度から令和3年度を期間とする、第3次本巢市男女共同参画プランを実施	企画 財政課
男女共同参画をテーマとした作品の募集	男女共同参画をテーマとした作品を募集し、作品を通じて意識の啓発を促進します。	応募作品 26点	企画 財政課
結婚・子育てアドバンス企業認定制度	結婚や子育てがしやすい職場環境を整えている市内の企業・事業所を「結婚・子育てアドバンス企業」に認定し、その取り組み内容を広く紹介することにより結婚や子育てがしやすいまちづくりを推進します。	実施	企画 財政課

基本施策（２）女性の就業、子育てと仕事の両立の支援・・・・・・・・

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

男女共同参画に関するイベントを実施し、意識啓発や地域への情報提供を行い、働き方の見直しに向けた様々な取り組みを推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
育児休業等を取得しやすい環境の整備等（再掲）	育児休業及び部分休業制度の周知・育児休業等体験等に関する情報提供・育児休業及び部分休業を取得しやすい環境の醸成に努めます。	育児休業取得者 15人 部分休業取得者 3人	秘書 広報課
時間外勤務の縮減（再掲）	子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知・一斉定時退庁日等の実施・事務の簡素合理化の推進します。	時間外勤務手当支給額 28,394千円 (平成30年度)	秘書 広報課
通常保育事業（再掲）	保育必要量に応じた保育サービスを行います。 ※保育時間（保育園） 標準時間 午前8時～午後7時 短時間 午前9時～午後5時 ※受入年齢 満1歳児～（糸貫東保育園については、満10ヵ月から受入れ）	本巢 44名 糸貫 78名 真正 107名 根尾 7名 (平成31年3月)	子ども 大切課
広域保育事業（再掲）	保護者の勤務の都合等により市外保育所への入所希望が増えていることから、広域入所の協議が成立した近隣市町村と相互の受入れを行います。	委託 7か所 人数 20名 受入 2か所 人数 3名	子ども 大切課
留守家庭教室事業（再掲）	昼間、保護者が家庭にいない小学校6年生までの児童に対し、保護者に代わって児童を預かっています。また、国から示された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の居場所づくりに関する事業の一体的な提供を図ります。	本巢 95人 席田 109人 土貴野 36人 一色 66人 真桑 201人 弾正 77人 外山 23人 根尾 0人 (平成31年4月)	子ども 大切課
結婚・子育てアドバンス企業認定制度（再掲）	結婚や子育てがしやすい職場環境を整えている市内の企業・事業所を「結婚・子育てアドバンス企業」に認定し、その取り組み内容を広く紹介することにより結婚や子育てがしやすいまちづくりを推進します。	実施	企画 財政課

基本目標 5 子どもの安全の確保と命を守る

基本施策（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ・ ・ ・ ・ ・

子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を進め、関係する団体との連携、協力体制の強化を図るとともに、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全教育を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
通学路の安全確保	通学路における児童生徒の登下校時の安全を確保するために、関係課や警察と連携し、歩道の整備や注意看板設置等の改善対策を実施します。	実施	学校教育課
交通安全教室	幼稚園・小・中学校において警察官、交通指導員による横断歩道の渡り方や自転車の正しい乗り方など実践的な交通安全指導を実施します。	実施	総務課
危険箇所調査	市内の危険箇所を関係課と連携し、把握することで子どもの安全確保に努めています。	実施	学校教育課
交通安全啓発用品の支給	小学校への通学時に使用する横断旗等を支給します。	実施	総務課
交通安全指導員設置	交通安全に理解と熱意をもつ人を交通安全指導員に委嘱し、交通安全に関する教育、街頭指導、交通安全施設の見回りを行います。	2名	総務課

基本施策（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ・ ・ ・ ・

子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図ります。また、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
防災計画、危機管理マニュアルの改善	安全教育、校内の危機管理体制、学校運営協議会との連携による危機管理体制の充実を図り、「幼児・児童・生徒の命」「日常生活」「市民からの信頼」を確保します。また、「実効ある学校安全管理マニュアルについて（市教委作成）」を改善し、さらに、各校においては、大災害時の避難所設営における設置訓練を実施するなど安全教育の充実を図ります。	実施	学校教育課
子ども110番の家	地域内の家庭に「子ども110番の家」として、子どもを守る協力依頼をし、子どもが助けを求めてきた際に対応できる体制を整えるなど、子どもを守る活動を実施しています。	実施	社会教育課
青少年育成事業	青少年の健全育成に対する市民意識の向上を図るとともに、地域の青少年育成事業を推進します。「青少年育成市民会議」を開催し、少年の主張大会・あいさつ運動・青少年育成地域活動等を実施します。	実施	社会教育課
交通安全指導員設置（再掲）	交通安全に理解と熱意をもつ人を交通安全指導員に委嘱し、交通安全に関する教育、街頭指導、交通安全施設の見回りを行います。	2名	総務課
生活安全対策監設置	交通安全対策、防犯・防災等の危機管理対策、不当要求に対する迅速な対応など、市民が安全で安心できる対策を強化します。	1名	総務課

基本目標 6 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組み

基本施策（１）児童虐待防止対策の充実・・・・・・・・

児童虐待への対応については、要保護児童及びDV被害者対策地域協議会の関係機関等の連携により困難を抱える児童の早期発見及び児童虐待の予防的支援を行っています。

しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も年々増加を続けており、児童虐待防止対策の強化に向けた法改正等更なる体制の強化が求められています。

子育てでの悩みや不安として、子どものしつけに関することについて子育てへの不安を抱える保護者が多く、子育ての不安感・孤立感に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要であり、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに関係機関が連携、協働するネットワーク機能の強化が求められます。

すべての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため、要保護児童及びDV被害者対策地域協議会の活性化を図るとともに、「子ども家庭総合支援拠点」の開設や家庭相談員の増員などを検討します。また、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実に努め、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
家庭相談員	家庭における児童の適正な発育、その他家庭における福祉の向上のため、児童相談所と連携をとりながら児童に関する問題について相談を行ないます。	2名	子ども 大切課
要保護児童及びDV被害者対策地域協議会	要保護児童の保護、要支援児童や特定妊婦への支援、DV被害者の保護を図ることを目的に、要保護者対策地域協議会代表者会議、実務者会議、ケース検討会議等を開催し、要保護児童等及びDV被害者の実態把握や援助、支援方法等について、関係機関との連携を図りながら協議検討します。	代表者会議：1回 実務者会議：3回 ケース会議：16回 (平成30年度)	子ども 大切課

事業名	事業概要	現状	主担当課
ショートステイ	児童を養育している家庭の保護者が、社会的 事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚 葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行 事への参加）又は精神的事由（育児疲れ等）に より、一時的に家庭において養育が困難とな った場合、又は経済的な理由により緊急一時 的に母子を保護することが必要となった場 合等に、他市町村の児童福祉施設において当 該児童（又は当該母子）を一時的に養育・保 護します。	実施	子ども 大切課
トワイライトステイ	児童を養育している家庭の保護者が、仕事等 の理由により恒常的に帰宅が夜間にわたる、 又は休日等に不在となるため、児童に対する 生活指導及び家事の面で困難を生じている 場合に、他市町村の児童福祉施設において、 一定の期間、当該児童を保護し、生活指導、 食事の提供等を行います。	実施	子ども 大切課
教育相談総括指導員 の配置（再掲）	教育委員会教育センターに配置。市内の教育 相談体制を確立し、各教育相談員の指導を含 め、スクールカウンセラー事業、就学指導と それに係る支援チームの運営、家庭教育学級 の講話、総合保育の講師、家庭教育や教育相 談に関わる全ての業務を行います。	相談件数 来所 169件 訪問 274件 電話 108件 (平成30年度)	学校 教育課
教育相談員の配置	学校教育課より各小・中学校に派遣。校内教 育相談といじめ・不登校の改善と未然防止に 努めます。	実施	学校 教育課

基本施策（２）ひとり親家庭への支援の充実・・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	現状	主担当課
母子生活支援施設への入所支援	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を、その児童の福祉に欠けるところがある場合において、近隣市町村の施設に入所させ、保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援します。	実施	子ども 大切課
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ります。	実施	子ども 大切課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立及び生活意欲の助長並びに扶養している児童がいる場合にはその児童の福祉の増進のために、子どもの就学や住宅の新築などに必要な資金を貸し付けします。	実施	子ども 大切課
母子家庭等福祉医療費助成事業	母子家庭等の母及び児童の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部（保険診療のうち自己負担分）を助成します。 ※助成対象者 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの児童を扶養する者 ②①に扶養される18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの児童 ③同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの児童 ※所得制限 児童扶養手当準用	受給者数 461人 (平成31年3月末現在)	市民課
父子家庭福祉医療費助成事業	父子家庭の父及び児童の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部（保険診療のうち自己負担分）を助成します。 ※助成対象者 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの児童を扶養する者 ②①に扶養される18歳到達後最初の3月31日までを迎える児童 ※所得制限 児童扶養手当準用	受給者数 39人 (平成31年3月末現在)	市民課

事業名	事業概要	現状	主担当課
児童扶養手当 (再掲)	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図ります。	受給者数 228人 (平成31年3月末現在)	子ども 大切課

基本施策（３）社会的な支援が必要な子どもへの対応の充実・・・・・・・・

心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。また、障がいのある子どもを持つ家庭に対する相談事業や必要な経済的支援の充実に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	現状	主担当課
特別支援教育育成事業	市の補助金を活用して、障がいのある子どもに必要な支援を実施したり、きめ細かい指導に資する教材等を購入したりしています。	実施	学校教育課
要保護、準要保護児童生徒援助費	経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品等就学のための援助を行います。 入学説明会等において、児童生徒の保護者に広く周知することで、本来支給対象となる保護者の経済的負担を軽減することを目指します。	要保護 準要保護 児童援助費交付 小学生 117人 要保護 準要保護 生徒援助費交付 中学生 81人 (平成30年度)	学校教育課
特別支援教育就学奨励費	小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、奨励費を支給します。また、平成19年度より、通級指導教室に通い、基準距離を超える児童生徒の保護者に対し、通級費用の一部を支給します。	特別支援教育就学奨励費を交付 小学生 54人 中学生 12人 (平成30年度)	学校教育課
重度心身障害者福祉医療費助成事業	重度心身障害者の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部(保険診療のうち自己負担分)を助成します。 ※助成対象者 ①身体障害者手帳(1級～3級)の交付を受けている者 ②療育手帳(A1・A2・B1)の交付を受けている者 ③戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)の交付を受けている者で、身体障害者手帳4級の交付を受けている者 ④精神障害者保健福祉手帳(1級・2級)の交付を受けている者 ※所得制限 特別児童扶養手当準用	1,199人 (平成31年3月末現在) ※成人含む	市民課
身体障害者・療育・精神保健福祉手帳制度	「障がい者(児)が各種福祉サービスを利用しやすくするために交付される手帳」 【実施者】県(手帳を発行) ・重度心身障害者(児)医療費助成事業 ・NHKの受信料の免除 ・自動車税の減免 ・JR、私鉄、バス、タクシーの運賃割引 ・所得税、住民税の所得控除の適用 ・有料道路の割引他	18歳未満の手帳 所持者数 身体 26人 療育 90人 精神 11人 (平成31年3月末現在)	福祉 敬愛課

事業名	事業概要	現状	主担当課
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業	障がい児(者)がその有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスに係る給付等を行います。 ※障害福祉サービス ・介護給付(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援) ・訓練等給付(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助) ※地域生活支援事業 ・移動支援 ・日中一時支援	18歳未満の支給決定者数 13人 移動支援 8人 日中一時支援 15人 (平成31年3月末現在)	福祉敬愛課
児童福祉法に基づく事業	・放課後等デイサービス ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・保育所等訪問支援	144人 (平成31年4月1日)	福祉敬愛課
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を監護又は養育している父母又は養育者 【手当額】対象児1人につき 1級 月額 49,900円 2級 月額 33,230円	手当額の変更(毎年) 【手当額】 対象児童1人につき 1級 月額 52,200円 2級 月額 34,770円 (平成31年4月)	福祉敬愛課
障害児福祉手当	精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時の介護を要する20歳未満の障がい者(児) 【手当額】月額 14,140円	手当額の変更(毎年) 【手当額】 月額 14,790円 (平成31年4月)	福祉敬愛課
重度身体障がい者介助用自動車購入、改造費用の助成	車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者が利用するため、介助者が運転する自動車をリフト付き等に改造又は購入する場合、次の範囲内で助成します。 【補助基準額】24万円を限度	実施	福祉敬愛課
補装具費支給制度	義肢、装具、車いす等障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期的にわたり継続して使用されるもの等の費用を支給します。	実施	福祉敬愛課
留守家庭教室事業(再掲)	昼間、保護者が家庭にいない小学校6年生までの児童に対し、保護者に代わって児童を預かっています。また、国から示された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の居場所づくりに関する事業の一体的な提供を図ります。	本 95人 巢 109人 席 田 36人 土 貴野 66人 一 色 201人 真 桑 77人 弾 正 23人 外 山 0人 根 尾 (平成31年4月)	子ども大切課

事業名	事業概要	現状	主担当課
特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、自立や社会参加に向けた一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、適切な指導や支援を行います。	実施	学校教育課
教育相談員の配置 (再掲)	学校教育課より各小・中学校に派遣。校内教育相談といじめ・不登校の未然防止に努めます。	実施	学校教育課
地域療育システムの構築	本巣市障がい者地域自立支援協議会と本巣市特別支援教育連携協議会が連携を図り、乳幼児期から成人期まで一貫した発達障がい児(者)等の支援体制を推進し、医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局・機関等の関係者による連絡会議を設置します。	実施	福祉敬愛課 子ども大切課 健康増進課 学校教育課



第5章 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「第2期本巣市子育て・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズ



の状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」は、「家庭類型」などから算出・・・・・・・・

① 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1号・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。

このために次頁の表のとおりニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父 親 \ 母 親		ひとり親	フルタイム 就労 (産休・育 休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
				月 120 時 間以上の 就労	月 120 時 間未満 60 時間以上 の就労	月 60 時間 未満の就 労	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタ イム就労 (産休・育 休含む)	月 120 時間 以上の就労		タイプC	タイプE	タイプE'		タイプD
	月 120 時間 未満 48 時間 以上の就労						
	月 48 時間未 満の就労		タイプC'				
未就労				タイプD		タイプF	

保育の必要性あり

保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 タイプB : フルタイム共働き家庭（両親がフルタイムで就労している家庭）
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプD : 専業主婦（夫）家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月 下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2)「量の見込み」等を算出する項目・・・・・・・・

子ども・子育て支援事業計画に定める次の1～13の事業について、ニーズ調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、教育・保育提供区域における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

【 教育・保育の量の項目 】

No	認定区分	対 象 事 業		事業の対象家庭	調査対象年齢
1	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦(夫)家庭 就労時間の短い家庭	3～5 歳 (3 歳以上児)
	2号認定	保育認定	幼稚園	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
		保育認定	認定こども園 保育所	ひとり親家庭 共働き家庭	
	3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育		0～2 歳 (3 歳未満児)

【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対 象 事 業	事業の対象家庭	調査対象年齢
2	時間外保育事業（延長保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5 歳
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	5 歳 1～6 年生
4	子育て短期支援事業 （ショートステイ及びトワイライトステイ）	すべての家庭	0～18 歳
5	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2 歳
6	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭	3～5 歳
7	（保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5 歳
8	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5 歳 1～6 年生
9	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	すべての家庭	0～5 歳 1～6 年生
10	利用者支援事業	すべての家庭	
11	妊婦健康診査事業	すべての妊婦	
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭	
13	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	

(3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、ニーズ調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

1 段階

【現在の家庭類型の算出】

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

2 段階

【潜在的な家庭類型の算出】

現在の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在的な家庭類型でニーズ調査回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

3 段階

【潜在的な家庭類型別の将来児童数の算出】

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在的な家庭類型を掛け合わせます。

4 段階

【利用意向率の算出】

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

たとえば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

5 段階

【事業やサービス別の対象となる児童数の算出】

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在的な家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

6 段階

【ニーズ量の算出】

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、2020年度から2024年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

(4) 人口の見込み・・・・・・・・

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	195	193	191	187	182
1歳	220	211	209	207	202
2歳	209	229	220	217	215
3歳	242	215	236	226	223
4歳	254	246	218	239	229
5歳	281	255	247	219	240
6歳	275	284	258	250	222
7歳	294	276	285	259	251
8歳	316	295	277	286	260
9歳	295	317	295	277	287
10歳	323	295	316	295	277
11歳	336	324	296	317	296

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【 令和2年度 】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		777			429	195
量の見込み（A）		729	—	—	216	23
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,328	—	52	290	18
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	10	5
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		1,328	0	52	300	23
過不足（C）＝（B）－（A）		599	0	52	84	0

【 令和3年度 】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		716			440	193
量の見込み（A）		671	—	—	221	23
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,328	—	52	290	18
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	10	5
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		1,328	0	52	300	23
過不足（C）＝（B）－（A）		657	0	52	79	0

【 令和4 年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		701			429	191
量の見込み（A）		657	—	—	216	23
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,328	—	52	290	18
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	10	5
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		1,328	0	52	300	23
過不足（C）＝（B）－（A）		671	0	52	84	0

【 令和5 年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		684			424	187
量の見込み（A）		641	—	—	213	22
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,328	—	52	290	18
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	10	5
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		1,328	0	52	300	23
過不足（C）＝（B）－（A）		687	0	52	87	1

【 令和 6 年度 】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		692			417	182
量の見込み（A）		649	—	—	209	22
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,328	—	52	290	18
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	10	5
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		1,328	0	52	300	23
過不足（C）＝（B）－（A）		679	0	52	91	1

【 今後の方向性 】

子どもの人口は年々減少してく傾向ではありますが、利用者はほぼ横ばいと見込まれます。

本市では、公立施設すべてが幼稚園（幼保一体施設）となっており、必要量にも対応できるよう整備してあります。

今後は、必要量にあった保育士の確保を行い、受け入れ体制を強化します。

※ 3号認定保育利用率（満3歳未満の子ども）

（単位：利用定員数：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳推計児童数	624	633	620	611	599
3号認定の量の見込み	239	244	239	235	231
保育利用率	38.3%	38.5%	38.5%	38.5%	38.6%
保育利用率（目標値）	38.3%	38.5%	38.5%	38.5%	38.6%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業・・・・・・・・

【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【現状】

子どもセンター、子育て支援センターや保健センターで子育てに関する窓口を設置し事業を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
設置個所	8	8	8	8	8

【今後の方向性】

総合的な相談窓口として、さらに専門的な支援へのつなぎ等が行えるように、子育て世代包括支援センターの機能を強化していきます。

(2) 時間外保育事業（延長保育） ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

11時間の開所時間を超えて概ね午後7時まで保育を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
月間人数	15	13	9	15	10

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	97	93	91	90	89
確保策（B）	97	93	91	90	89
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

- ・ 通常保育時間以外に、早朝7時30分より薄暮19時までの延長保育を全園で実施します（土曜日は各地域に1園、17時まで）。
- ・ 延長保育室では、利用児童数に応じて必要な職員を配置して保育を実施します。
- ・ 職員については、早朝、薄暮保育の専属保育士及び通常保育従事保育士が当番制で対応します。

(3) 放課後児童健全育成事業（留守家庭教室） ● ● ● ● ● ● ●

【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
登録児童数	353	512	539	574	607
定員	665	665	665	665	665

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	611	598	576	554	523
低学年	423	410	394	380	351
1年生	147	152	138	134	119
2年生	151	141	146	133	129
3年生	125	117	110	113	103
高学年	188	188	182	174	172
4年生	98	105	98	92	95
5年生	51	46	50	46	43
6年生	39	37	34	36	34
確保策（B）	665	665	665	665	665
1年生	161	170	160	161	151
2年生	164	156	168	160	164
3年生	136	130	127	136	131
4年生	106	117	113	110	121
5年生	55	51	58	55	55
6年生	43	41	39	43	43
差引（B）－（A）	54	67	89	111	142

【 今後の方向性 】

- ・現在開設している留守家庭教室は、概ね量の見込みに対応できます。
- ・一部の留守家庭教室において、確保の内容を上回る場合は、必要に応じて学校施設などを活動室として確保し対応します。
- ・利用者ニーズ調査を実施し、ニーズへの柔軟な対応を行なっていきます。

(4) 放課後子ども教室（放課後チャレンジクラブ）・・・・・・・・

【 概要 】

学校や地域、留守家庭教室の協力を得て、また一方で連携しながら学校施設などを利用して、校庭を利用した安全管理員の方の見守りの中で自由に遊べる「遊びの場」、地域の方々との交流によりいろいろな事を体験できる「体験・交流の場」などによる地域による安全で安心な子どもたちの居場所を提供する事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
開催日数	35	35	35	35	28
学校数	8	8	8	8	8
利用人数	266	377	304	315	263

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	260	250	240	230	220
確保策（B）	350	350	350	350	350
差引（B）－（A）	90	100	110	120	130

【 今後の方向性 】

- ・今後も学校や地域、留守家庭教室と連携し事業を継続していきます。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間延べ利用日数	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保策（市事業）	0	0	0	0	0
市事業を除いた 独自事業	20	20	20	20	20

【 今後の方向性 】

- ・当市には児童養護施設がないため近隣の瑞穂市の社会福祉法人において対応しており、今後も現在の体制を継続していきます。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

市保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要な支援につなげます。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間延べ訪問件数	213	197	190	199	157

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	200	200	200	200	200
確保策（B）	200	200	200	200	200
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

- ・事業の円滑な推進に向けて、関係者間の情報共有と広報の充実に努めます。

(7) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業・・・・・・・・

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童または出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

【 現状 】

① 養育支援訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間延べ派遣世帯数	40	71	49	44	83

② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間開催回数	14	13	13	20	22
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	3	3	3	3	3
個別 ケース検討会議	10	9	9	16	18

【 量の見込みと確保策 】

① 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	50	50	50	50	50
確保策（B）	50	50	50	50	50
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	14	14	14	14	14
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	3	3	3	3	3
個別 ケース検討会議	10	10	10	10	10
確保策（B）	14	14	14	14	14
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	3	3	3	3	3
個別 ケース検討会議	10	10	10	10	10
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

- ・本県市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会による、要保護児童・要支援児童の見守りを行うなかで、個々のケースについて支援の必要性を検討していきます。

(8) 地域子育て支援拠点事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在、子どもセンター 1 施設、子育て支援センター 3 施設の計 4 施設において実施しています。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間延べ利用人数	28, 279	27, 113	26, 804	25, 016	23, 390

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	26, 683	27, 067	26, 512	26, 127	25, 614
確保策 (B)	26, 683	27, 067	26, 512	26, 127	25, 614
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

- ・ 既存の4施設で、事業を実施することで、量の見込みに対応します。

（９）一時預かり事業（在園児対象型 預かり保育・延長保育）・・・

【 概要 】

在園児を対象として、通常保育時間以外の時間について、保育が必要である園児を対象に幼児園（幼稚園）において保育を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間最大利用者					
幼児園における 在園児を対象 とした一時預かり	—	581	555	527	491

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（Ａ）					
幼児園における 在園児を対象 とした一時預かり	555	511	500	488	494
確保策（Ｂ）					
幼児園における 在園児を対象 とした一時預かり	555	511	500	488	494
差引（Ｂ）－（Ａ）					
幼児園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

- ・今後も通常保育時間以外に、早朝7時30分から薄暮19時までの預かり保育を全園で実施します。
- ・預かり保育室では、利用児童数に応じて必要な職員を配置して保育を実施します。
- ・職員については、早朝、薄暮保育の専属保育士及び通常保育従事保育士が当番制で対応します。
- ・土曜日（各地域で1園）、夏季及び冬季等の長期休業期間中についても実施します。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間延べ利用日数	292	347	345	323	357
施設数	6	6	5	7	7

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	7	7	7	7	7
確保策（B）	7	7	7	7	7
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

- ・市内において病児保育に対応可能な施設（医療機関）がないため、近隣市町との委託契約により事業を実施します。

(11) ファミリー・サポート・センター事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間登録児童数	133	145	159	163	172
年間利用者数	1,388	1,003	994	1,417	839

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600
確保策（市事業）	0	0	0	0	0
市事業を除いた 独自事業	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600

【 今後の方向性 】

- ・NPO法人キッズスクエア瑞穂と委託契約をしています。利用者も増加しているため、今後も事業の広域実施を行なっていきます。

(12) 妊婦健康診査事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。また、出産予定日現在35歳以上となる妊婦を対象に、超音波検査1回分の受診票を交付します。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
受診対象者数	246	226	223	207	181
検診回数（延べ）	2, 264	2, 373	1, 943	2, 100	2, 513
受診者数：1回目	202	189	167	158	169
受診者数：2回目	177	191	167	164	171
受診者数：3回目	184	196	168	161	172
受診者数：4回目	186	201	159	168	173
受診者数：5回目	187	199	156	168	177
受診者数：6回目	186	192	151	167	178
受診者数：7回目	179	196	150	167	180
受診者数：8回目	179	199	145	168	182
受診者数：9回目	174	184	143	172	183
受診者数：10回目	173	173	145	166	185
受診者数：11回目	154	167	139	165	185
受診者数：12回目	130	140	121	133	186
受診者数：13回目	99	92	90	88	186
受診者数：14回目	54	54	42	55	186
超音波検査	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	215	212	210	206	200
確保策（B）	215	212	210	206	200
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

- ・すべての対象者が受診を受けることができる体制を確保していきます。
- ・妊娠中の健康管理のため、早期の届け出と定期的な健康診査の受診が重要になるため、広く機会を捉えて啓発に努めていきます。

（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき幼稚園（未移行）における食材費（副食費）に対する助成を行う事業です。

令和元年10月から、副食費に対する助成を実施しています。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ・ 幼児園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知します。
- ・ 平成 28 年度から幼稚園及び認可保育所から幼児園へ移行しています。
- ・ 幼児園と小学校等との連携を推進します。
- ・ 幼児園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。
- ・ 保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の体制整備に努めます。
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年 10 月 1 日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置付けされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, with the text '第6章' positioned inside the largest circle.

第6章 計画の推進

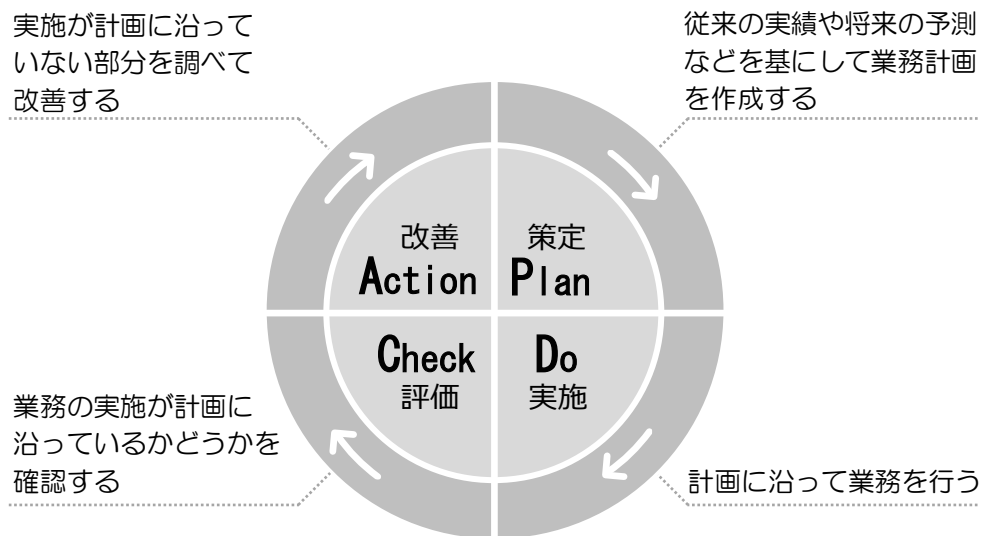
1 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「本巣市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて、実施に向けて検討及び取り組みを進めます。



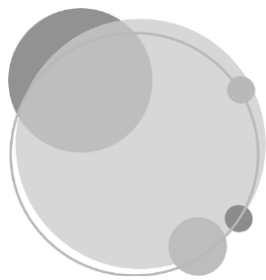
PDCAサイクルのイメージ



2 計画の推進

本計画を推進していくためには、庁内関係各課、民生委員・児童委員や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方々の協力と参加が必要です。

そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と幼稚園、学校等、各種団体、地域住民との連携を図ります。



參考資料

1 本巢市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 9 日

条例第 30 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、本巢市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- （1） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （2） 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （3） 子どもの保護者
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） その他市長が必要と認める者

（任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子ども大切課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例の施行の日以後、最初に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

（本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年本巣市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 本巢市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	所属等	氏 名	備 考
子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	市立幼稚園長代表	川村 みどり	根尾幼稚園長
	市立幼稚園長代表	浅野 ゆみ	糸貫西幼稚園長
	市立幼稚園長代表	村山 和子	弾正幼稚園長
	主任児童委員代表	杉山 和子	主任児童委員
子ども・子育て 支援に関し学識 経験のある者	大学等の識者	西垣 吉之（会長）	中部学院大学教授
	市立小学校長代表	長屋 浩二	小学校長会長 （土貴野小学校長）
子どもの保護者	市立幼稚園保護者代表	小野島 裕美	根尾幼稚園PTA副会長
	市立幼稚園保護者代表	近藤 麻衣	糸貫西幼稚園PTA会長
	市立幼稚園保護者代表	山本 真貴	弾正幼稚園PTA会長
関係行政機関 の職員	参事兼 社会教育課長	白木 和雄	
	参事兼 学校教育課長	中村 美雪	
	健康増進課長	佐々木 千恵美	
その他市長が 必要と認める者	市議会議員	若原 敏郎（副会長）	

（敬称略）

3 子ども・子育て会議の開催経過

開催日時	検討内容
平成31年2月5日 ～2月20日	本巣市子育て支援に関するアンケート調査を実施 調査対象： ・就学前児童（0～5歳）の保護者から901件 ・小学生児童（6～11歳児）の保護者から1,162件 回収率：59.1%
令和元年7月2日	令和元年度第1回子ども・子育て会議 ・会長・副会長の選任について ・第1期計画の評価について ・第1期計画の評価及びニーズ調査結果を踏まえた課題について ・第2期骨子案について ・今後のスケジュールについて
令和元年10月7日	令和元年度第2回本巣市子ども・子育て会議 ・第2期本巣市子ども・子育て支援事業（案）について ・質疑及び修正点について ・今後のスケジュールについて
令和元年11月20日	第3回本巣市子ども・子育て会議 ・第2期本巣市子ども・子育て支援事業計画（案）について ・パブリックコメントの実施について ・今後のスケジュールについて
令和2年1月10日 ～2月10日	パブリックコメントを実施

4 用語解説

【あ行】

育児休業

働いている人が、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は1歳6か月）に達するまでの間、子どもを養育するために取得できる休暇のこと。事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

一時預かり事業

保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れなどの理由により、保育所を利用していない子どもの保育が困難になった時に、一時的に子どもを預かる事。

延長保育事業

11 時間を超えて保育所を開所し、長時間の保育ニーズに対応する事業。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象とする保育。

企業主導型保育事業

平成 28 年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育園のこと。幼児園もこれに該当する。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に何人子どもを生むかを示す時に使われる出生率で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値です。この数値が、おおむね2.08を下回ると、将来、人口が減少するとされている。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども家庭総合支援拠点

すべての子ども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。

平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充が図られる。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

コミュニティースクール

学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6にもとづいた仕組みのこと。

【さ行】

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行うもの。

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員6～19人）を対にきめ細かな保育を行うもの。

ショートステイ事業

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭や育児不安などにより家庭において養育を受けることが困難となった子どもを一時的に児童養護施設などにおいて預かる事業。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがある。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

トワイライトステイ

育児疲れ・育児不安、親の介護や仕事等の理由により、家庭において養育が困難となった児童について、社会福祉法人松葉の園が運営する専用施設で必要な養育を行う事業。

【な行】

認可保育園

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（児童福祉法第39条第1項）。

認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設で、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

【は行】

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

病児・病後児保育事業

病中、病後の子どもを一時的に小児科併設施設などにおいて預かり、子育てと仕事などの両立をサポートする事業。

ファミリー・サポート・センター

子育てを助けてほしい人の要望に応じて、子育ての手伝いができる人を紹介し、一時的に子どもを預かる事業。

放課後等デイサービス

児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障がいのある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

【や行】

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法第22条によれば「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【数字／英字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

NPO

「Nonprofit Organization」の略で「民間非営利組織」と訳す。政府や私企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う組織や団体のこと。

第2期本巣市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 本巣市 健康福祉部 子ども大切課

〒501-0494 岐阜県本巣市下真桑 1000 番地（真正分庁舎）

TEL：058-323-7753

FAX：058-322-2130
